

令和8年2月変更

洲本市過疎地域持続的発展計画

自 令和8年度

至 令和12年度

兵庫県洲本市

目次

1. 基本的な事項	
(1) 市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	8
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	12
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	14
(3) 事業計画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	15
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	19
(3) 事業計画	21
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 事業計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	37
(3) 事業計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41

9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	4 2
(2) その対策	4 4
(3) 事業計画	4 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 7
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	4 9
(3) 事業計画	5 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 0
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	5 1
(2) その対策	5 1
(3) 事業計画	5 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 2
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	
(1) 現況と問題点	5 3
(2) その対策	5 3
(3) 事業計画	5 3
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 3
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
(3) 事業計画	5 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 4

参考再掲：

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	5 5
--------------------------------------	-----

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

淡路島の中央部に位置する洲本市は、東は大阪湾、西は播磨灘に面し、北部は淡路市、南部は南あわじ市と接している。

本州と四国を結ぶ大動脈である神戸淡路鳴門自動車道が南北に縦断し、大阪湾沿いに国道28号、播磨灘沿いに県道福良江井岩屋線が通り、東西に県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線が地域を結んでおり、京阪神から1～2時間圏内に位置する。

本市は、東西方向に20.1キロメートル、南北20.8キロメートルあり、面積は182.38平方キロメートルで、県土の2.2%、淡路島の30.6%を占めている。

地勢をみると、市中央部の先山（標高448メートル）を中心にした山地をはさんで、その東側には平野部が広がり、島内でも有数の流域面積を持つ洲本川が流れ、その下流域に洲本市街地が形成されている。

また、西側の五色地域には、なだらかな丘陵地帯が広がっており、農業用ため池が点在し、田園地帯を形成している。

気候は瀬戸内海気候に属し、大阪湾に面する東海岸は、冬季でも温暖な気候であるが、播磨灘に面する五色地域の西海岸は、冬季に強い季節風が吹き付ける。

市内には、三熊山や生石・成ヶ島、五色浜など、瀬戸内海国立公園の指定地域として、豊かな自然環境が維持されている。

②歴史的条件

洲本市の歴史は古く、山海の幸を朝廷にも献上したことから、御食国（みけつくに）の一つとされ、畿内と四国を結ぶ交通の要衝であった。江戸時代には徳島藩主蜂須賀氏の支配下におかれ、蜂須賀家の家老、稲田氏が洲本城を居城として島内の統治が行われ、城下町が形成された。

明治4年の廃藩置県により、淡路島は兵庫県と徳島県に分割され、その後、徳島県が改称され名東県となり、明治9年に全島が兵庫県に編入された。明治22年町村制実施に伴い、洲本町が発足、その後、周辺の町村を編入し、昭和15年に市制を施行して洲本市となる。平成18年には旧五色町と新設合併し、現在の洲本市が誕生した。

旧五色町は、明治22年町村制実施に伴い、都志村、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村の形態ができた。そして、大正13年村勢拡張のため、都志村を都志町と改め、昭和31年9月町村合併促進法の施行により都志町、鮎原村、広石村、鳥飼村、堺村の5か町村が合併して町名を五色町とした。

③社会的条件

本市の道路網は、市域の中央を南北に縦貫し、本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道と国道28号を軸として、海岸線を周遊する県道洲本灘賀集線、県道福良江井岩屋線、中心市街地と五色地域を連絡する県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線や市道により構成されている。

公共交通としては、神戸、大阪、四国方面への高速バス、市内の民間路線バスや一部におい

て、路線バス廃止に伴う代替交通としてコミュニティバスが運行している。

また、淡路島中央スマートインターチェンジを平成30年に供用開始し、市内アクセスへの利便性が向上した。

④経済的条件

本市は、山と海に囲まれた豊かな観光資源を活かし、観光に関連した、第三次産業の比率が高い産業構造にある。農業、漁業を主体とした第一次産業は年々減少傾向にあり、地域産業は、卸小売業、宿泊、飲食サービス業などの第三次産業に移行している。このように本市の産業構造は、第一次産業から第二次、第三次産業へシフトが続いており、就業人口の総数は一貫して減少傾向にある。

イ 過疎の状況

①人口等の動向

国勢調査による本市の人口は、昭和35年に62,632人であったのが、令和2年には41,236人となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれる。昭和55年から令和2年の人口減少率は25%となっている。

次に年齢階層別人口の推移は、0歳から14歳の年少人口は昭和35年から令和2年までに14,271人減少、15歳から64歳の生産年齢人口は昭和35年から令和2年までに17,233人減少している。なお、令和2年の若年者比率は10.8%となっている。

さらに、65歳以上の高齢者人口は、昭和35年の5,462人から令和2年の15,169人と2.8倍に増加している。高齢者比率も昭和35年の8.7%から令和2年には36.8%となっており、全国平均を大きく上回っている。

②これまでの過疎法に基づくものも含めた対策、現在の課題、今後の見通し

旧五色町は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法、昭和55年に過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、そして平成12年に過疎地域自立促進特別措置法の指定を受け、住民の快適な生活環境を提供するために各種振興策を展開してきた。これにより、道路を中心とする交通通信体系の整備、各種公共施設の整備が進み、その成果はあるものの、人口の減少や高齢化の進行、産業経済の停滞など、過疎地域においては依然として課題が残されており、さらなる過疎対策を講じていく必要があると考えられる。

また、令和3年の過疎地域持続的発展特別措置法の施行により、洲本市全域が過疎地域となった。市全域で人口減少が止まらないなか、交流人口、**関係人口**、定住人口を受け入れるための仕組みづくりが喫緊の課題であり、構造的な若者流出に歯止めをかけ、地域の活力を回復させるためには、若年層の流出防止のための定住施策、雇用の場の確保などが今後の地域づくりの課題となる。

国の示す「地方創生」にも呼応し、過疎をマイナスイメージで捉えるのではなく、自然豊かな地域特性と潜在力、可能性を有する地域と考え、雇用の創出や定住条件を整備するために、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを進めることが必要である。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

神戸淡路鳴門自動車道通行料の全国共通料金化により、通勤、通学、通院、買い物など、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動が広域化してきている。平成30年に淡路島中央スマートインターチェンジが供用開始したことで、アクセスの向上により観光や物流等で、さらに島内外からの交流拡大が予想される。

全国規模で人口減少化、高齢化が進むなど、本市においても、その傾向は同様であり、今後、将来の人口動向を踏まえたまちづくりが必要となる。

人口減少対策として、積極的な定住の促進、雇用の場の創出、再生可能エネルギーの積極的な活用による新しい環境循環型社会の形成、医療、介護、予防、住まいなどの生活支援サービスの充実をまちづくりの重点方向として過疎化の抑制につながる施策を展開するとともに、人口定住に必要な生活機能の確保に向け、協調と連携を図るために淡路市、南あわじ市と協定締結した定住自立圏域の中心市としてその役割を担っていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による本市の人口は、昭和35年に62,632人であったのが、令和2年には41,236人となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれる。昭和55年から令和2年の人口減少率は25%となっている。

次に年齢階層別人口の推移は、0歳から14歳の年少人口は昭和35年から令和2年までに14,271人減少、15歳から64歳の生産年齢人口は昭和35年から令和2年までに17,233人減少している。なお、令和2年の若年者比率は10.8%となっている。

さらに、65歳以上の高齢者人口は、昭和35年の5,462人から令和2年の15,169人と2.8倍に増加している。高齢者比率も昭和35年の8.7%から令和2年には36.8%となっており、全国平均を大きく上回っている。

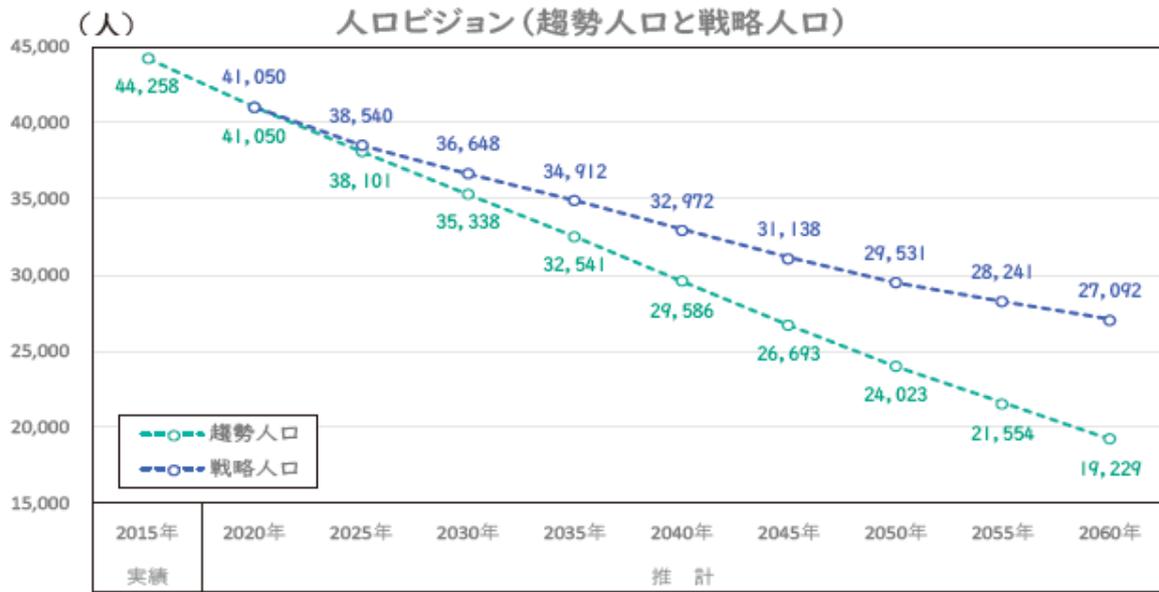
人口の推移（国勢調査：洲本市）※旧五色町を含む

区 分	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
総数	62,632	58,974	56,171	55,022	54,826	55,048	54,049	52,839
0～14歳	18,610	13,940	11,827	11,614	11,485	11,063	9,707	8,454
15～64歳	38,560	39,079	37,688	35,861	35,070	35,116	34,544	33,268
うち15～29歳(a)	13,454	13,654	12,788	11,088	9,292	8,859	9,007	8,647
65歳以上(b)	5,462	5,955	6,656	7,541	8,271	8,869	9,796	11,117
若年者比率(a)/総数	21.5	23.2	22.8	20.2	16.9	16.1	16.7	16.4
高齢者比率(b)/総数	8.7	10.1	11.8	13.7	15.1	16.1	18.1	21.0

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年			
総数	52,248	50,030	47,254	44,258	41,236			
0～14歳	7,632	6,923	6,109	5,168	4,339			
15～64歳	32,227	30,240	27,608	24,238	21,327			
うち15～29歳(a)	8,248	6,785	5,535	4,960	4,444			
65歳以上(b)	12,389	12,867	13,484	14,712	15,169			
若年者比率(a)/総数	15.8	13.6	11.7	11.7	10.8			
高齢者比率(b)/総数	23.7	25.7	28.6	33.2	36.8			

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計は必ずしも総数と一致しない。

人口の見通し



出典：第3期洲本市総合戦略

イ 産業の推移と動向

国勢調査による本市の産業別人口の推移をみると、昭和45年以降減少し、昭和45年の30,793人から令和2年の18,693人と、50年間で12,100人・39%減少している。

産業別人口比率では、かつては農漁業をはじめとする第一次産業が盛んで、水稻、野菜、酪農、肉用牛、漁業などが展開されていたが、第一次産業が昭和35年の41.2%から令和2年には10.1%と大幅に減少している。第二次産業は、平成2年までゆるやかに増加が続いたが、それ以降は減少傾向にある。一方で第三次産業については、昭和35年の37.9%から令和2年には65.2%と増加傾向が続いている。

多くの過疎地域の産業別構造でも見られるよう第一次産業から第二次産業、第三次産業にシフトし、産業構造の多様化が進んでおり、今後もこの傾向は続く予想される。

産業別人口の動向

区分	昭和35年		昭和45年		昭和55年		平成2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	29,744人	—	30,793人	3.4%	28,031人	△9.9%	27,579人	△1.6%
第一次産業人口比率	41.2%	—	29.0%	—	21.3%	—	16.5%	—
第二次産業人口比率	20.9%	—	25.6%	—	26.2%	—	28.4%	—
第三次産業人口比率	37.9%	—	45.4%	—	52.5%	—	55.1%	—

区分	平成12年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,829人	△2.8%	22,085人	△21.5%	21,092人	△4.7%	18,693人	△12.8%
第一次産業人口比率	13.6%	—	11.2%	—	11.5%	—	10.1%	—
第二次産業人口比率	28.1%	—	23.1%	—	21.9%	—	20.4%	—
第三次産業人口比率	58.3%	—	62.8%	—	65.2%	—	65.2%	—

(3) 行財政の状況

ア 行財政の状況

本市の財政状況は、令和2年度と比較して実質公債費比率をはじめとした財政健全化指標や市債残高については改善がみられるものの、人件費の増加や物価高騰に伴う物件費の増加などにより財政構造の弾力性が低くなりつつある。

税収入や地方交付税を主なものとする一般財源をみると、令和2年度の134.1億円から令和6年度は144.5億円となり、10.4億円（7.8%）増加している。歳出をみると、公債費の抑制に努めた一方で、人件費や社会保障費の増加に伴う扶助費の増加により義務的経費は、令和2年度の111.1億円から令和6年度は121.1億円となり、10.0億円（9.0%）増加している。

このような状況の中、財政運営方針の計画期間の中間年度である令和7年度末を迎えることから、本市の財政の現状を示したうえで、基本的な方策は変更せず、期間の見直しと策定後の実績等を踏まえた財政収支見通し等を見直し、健全な財政運営に向けた取組を推進することとしている。

財政の状況

区分	平成22年度 (千円)	平成27年度 (千円)	令和2年度 (千円)	令和6年度 (千円)
歳入総額 A	26,873,741	25,886,965	36,387,919	24,570,390
一般財源	14,259,774	14,211,161	13,408,339	14,454,379
国庫支出金	3,370,299	2,921,668	7,664,806	3,506,857
都道府県支出金	3,084,748	2,229,337	1,651,184	1,903,234
地方債	2,934,448	2,903,739	2,235,129	1,445,684
うち過疎対策事業債	73,400	313,800	403,600	1,061,900
その他	3,224,472	3,621,060	11,428,461	3,260,236
歳出総額 B	25,603,190	25,159,492	36,203,880	24,417,555
義務的経費	11,432,846	11,497,832	11,110,241	12,108,848
投資的経費	6,212,515	4,556,939	3,000,376	2,262,315
うち普通建設事業	6,152,447	3,013,610	2,936,204	2,170,201
その他	7,957,829	9,104,721	22,093,263	10,046,392
歳出総額のうち過疎対策事業費	269,092	323,746	428,941	1,310,906
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,270,551	727,473	184,039	152,835
翌年度へ繰越すべき財源 D	141,044	296,882	81,453	42,925
実質収支 C-D	1,129,507	430,591	102,586	109,910
財政力指数	0.49	0.46	0.49	0.47
実質公債費比率	16.5	13.1	14.3	12.3
経常収支比率	88.5	90.3	92.6	96.8
将来負担比率	153.3	119.8	62.8	38.3
地方債現在高 (千円)	41,670,113	35,876,953	29,574,228	24,617,162

出典：地方財政状況調

イ 施設整備水準等の現況と動向

本市の公共施設整備水準の現況は、別表のとおりとなっている。公共施設については、その施設の設置目的、役割を十分に検証したうえで設置していくことが重要であり、設置後は、それらを定期的に見直し、必要性や公益性を検討する必要がある。

また、維持管理費の面からは、将来の更新費用や建設に係る市債の償還費などトータルコストでの検証も必要となる。

今後、サマーレビューや公共施設等総合管理計画などを踏まえ、地域の特性や利便性などに配慮し、計画的に整備を進める必要がある。

主要公共施設等の整備状況（洲本市）※旧五色町を含む

区分	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末	令和5年度末
市町村道					
改良率（%）	25.5	33.6	38.9	31.6	31.8
舗装率（%）	73.9	79.3	81.3	84.7	84.8
農道					
延長（m）	88,491	24,612	30,787	20,967	28,810
耕地1haあたり農道延長（m）	30.5	108.5	—	—	—
林道					
延長（m）	30,596	30,596	16,064	11,514	11,514
林野1haあたり林道延長（m）	9.3	10.5	—	—	—
水道普及率（%）	99.7	99.5	99.7	99.9	99.9
水洗化率（%）	16.7	34.1	58.3	69.9	70.8

出典：公共施設状況調査、洲本市資料

（4）地域の持続的発展の基本方針

本市を含め多くの過疎地域では、若年層を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、地場産業の活性化、持続可能な財政基盤の確立など依然として多くの課題を抱えており、その取り巻く状況は一層厳しいものとなっている。

また、一方で豊かな自然や地域で培われてきた伝統・文化など魅力ある地域資源があり、地域の活性化に向けた大きな潜在力と可能性を秘めている。

旧五色町においては、昭和45年に過疎地域指定を受けて以来、様々な過疎対策事業を講じ、一時的には人口増に転じた時期があったものの、構造的な人口減の解消には至っていない。また、令和3年の過疎地域持続的発展特別措置法の施行により、洲本市全域が過疎地域となった。

こうした中、今後の過疎対策については、洲本市全域において、持続可能な地域社会の形成と、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図ることが求められる。このことから本市では、新洲本市総合計画及び第3期洲本市総合戦略に基づき、諸政策に取り組んでいく。

新洲本市総合計画（抜粋）

●まちづくりビジョンにおける将来都市像

これからの10年間のまちづくりでは、充実した社会基盤や施設などを活かすため、市民の厚い人情や穏やかな人柄に代表される「やさしさ」、また、海・山に代表される自然環境の「美しさ」、さらには、長い時間をかけて大切に育まれてきた「歴史や伝統、文化」、そして、周辺自治体との「新たなつながり」などをキーワードとしながら、本市で暮らす、あるいは、本市に関わるすべての人たちのこころが豊かになるような取組を進めていきます。

本市は、大都市圏では実現することができない「洲本市ならではの暮らしの創造」をめざし、「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」を将来都市像として設定します。

●将来都市像の実現に向けた基本目標

基本目標1 「安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり」

✓ 社会基盤の充実は、快適な日常生活をおくる上で不可欠な要素です。道路や交通網、さらに

は、情報通信基盤などを整備することで、ヒト・モノ・情報などを円滑に運ぶことができます。

また、人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の形成や住環境の充実に努めるとともに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる生活がおくれるまちづくりをめざします。

そして、南海トラフ巨大地震の発生に備え、ハード整備を進めるとともに、防災訓練や防災学習会などを通して、災害に対する意識の醸成を促します。

さらに、増加傾向にある危険・老朽化した空き家の対策なども進めます。

✓ 本市を取り巻く美しく豊かな自然は、生活に潤いとやすらぎ、さらには、さまざまな恵みをもたらし、都市部にはない本市の大きな魅力となっています。そのため、こうした自然環境の保全や自然環境と調和のとれたまちづくりを進めることが、本市の魅力向上にもつながると言えます。

ごみひとつない美しいまちの実現に向けて、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに対する市民の意識啓発に取り組むとともに、適正なごみ処理を行います。

また、公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努めるとともに、美しく豊かな自然と調和した「本市ならではの暮らし」を広くアピールすることで、「洲本のファン」とも言える「関係人口」の確保、交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながるまちづくりをめざします。

基本目標2 「思いやりと支え合いを大切にすること豊かなひとづくり」

✓ 快適で暮らしやすいまちは、すべての市民の願いです。そして、その実現のためには、個人の活動に加え、町内会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる「つながりの仕組み」を構築し、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も含めた「すべての市民」が気軽に参加・活躍できる環境づくりが不可欠です。

また、まちづくりを進める上で、こうした「市民の力」を戦略的に取り込むことに努めるとともに、女性や若者の活躍を促す取組を進め、さらには、地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けたまちづくりをめざします。

✓ 自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、社会に出てからも、「自立できる力」、「生きていく力」を養うため、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツを通して、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努め、さらには、これらの活動を通して、青少年の健全な育成を図ります。

また、本市には長い歴史・伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化があり、これらの保存・継承を行うとともに、国の内外と芸術・文化を介した多種多様な交流を展開することで、地域文化の振興を図るまちづくりをめざします。

基本目標3 「活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり」

✓ 産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいて特に重要であると言えます。

そのため、人口減少が進んだ場合においても、地域の活力が維持できるように、本市の基幹産業であり、また、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第1次産業や観光の振興に取り組みます。

さらに、地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりをめざします。

✓ 少子高齢化への対応は、本市における喫緊の課題となっていますが、子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境を実現するため、自らの生きがいとやすらぎを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、出産・育児を希望する世代に対する取組の充実を図ることで、子育て世代を応援します。

第3期洲本市総合戦略（抜粋）

●基本理念

将来にわたって「活力ある地域社会」を実現していくためには、その基礎としてしっかりとした「ひと」の土台なしには実現できません。本市の未来を担う若者「すもとっ子」や元気な高齢者のほか、地域に根差して地元経済を牽引し頑張る企業、また、本市の「ひと」やまちに魅かれ移り住んでこられる人、そして、ふるさと納税など、本市のことを思い、応援して下さるファンの人など、本市は豊かな「ひと」の財産に恵まれたまちです。

この「ひと」のつながりによる強みこそが、本市の地方創生を進めるための大きな原動力となります。この「ひと」のつながりを活かしながら、ひとつのチーム「チーム洲本」として、人口減少と地域経済の回復、そして地域コミュニティの維持という大きな壁を克服していかなければなりません。

こうした課題の克服にあたっては、ITの活用を含めたDXの視点からの工夫・改善等を通じて、さまざまな取組の強化・加速化を図っていくことが可能であるとともに、とても重要になってきます。

そこで、本市では地方創生を進めるにあたり、「ひと」を起点・中心に、「ひと」が「まち」や「しごと」へ良い刺激を与え、地域で化学反応（相乗効果）を起こしながら「まち」・「ひと」・「しごと」を連動させるとともに、こうした連動・好循環をDXにより加速化させるまちづくりの確立を目指します。

DX戦略

「多様なデジタル実装に向け、基礎となる環境を創る」

(1) デジタル実装を加速化できる環境へ

基本戦略1

「新しい時代の流れを力に、チャレンジ精神と創意に富む人を応援し、「しごと」を創る

(1) 競争力のある農林水産業へ

(2) 未来につながる起業・創業へ

(3) 地域の活力となる企業誘致へ

基本戦略2

「子育ての楽しみを分かち合い、人が出会い、「ひと」を育む社会を創る

- (1) 子育ての喜びを実感できる人へ
- (2) 洲本で育ち洲本を愛するこどもたちへ
- (3) 洲本を知り、体感したい人へ
- (4) 洲本で暮らしたい人へ

基本戦略3

「誰ひとり取り残されることなく、誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」を創る

- (1) 健康で安心して暮らせるまちへ
- (2) 誰もが活躍できるまちへ
- (3) 安全なまちへ
- (4) 交通基盤の整ったまちへ
- (5) 環境に配慮したまちへ
- (6) 歴史・文化に親しむまちへ
- (7) 公民連携・広域連携のまちへ

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

第3期洲本市総合戦略に基づき、令和12年において、国勢調査総人口36,648人の確保と、社会増減△274人を目標とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価は、毎年度、「洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部（まち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生戦略の推進を図るため、産官学金労言士等により構成される組織）」が行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、市民生活や社会経済活動を支えるために、学校、市営住宅、庁舎等の「公共施設」や、道路、橋梁等の「インフラ資産」を多数保有している。これらの多くは高度経済成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、大規模改修及び建替え（更新）時期を迎える。

一方で、人口減少と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化は、行政サービスの質・量のあり方に大きな影響を及ぼす。今後は、現有する公共施設等の数や規模の維持が困難になることが懸念され、「古くなった施設は建替えればよい」という従来の発想を転換していく必要がある。

国においても既存施設の長寿命化を図るという方針が示されているが、単に建替え時期を先送りするのではなく、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と最適な配置を図ることが重要である。

こうした状況を踏まえ、本市における公共施設等の総合的な管理計画である洲本市公共施設等総合管理計画を平成28年12月に策定し、令和4年3月に改訂した上で、持続可能な施設経営を推進している。なお、個別の公共施設等については、公共施設等総合管理計画の内容を踏まえ、令和3年3月までに各個別施設計画を策定している。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、次に掲げる全体方針及び個別方針を定める。

市の公共施設等の現状や、将来の見通し、課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理にあたっては、安全・安心はもとより、市民が誇りと愛着を持ち、豊かで幸せな生活に資するものとなるよう、今ある資産を最大限有効活用しながら持続可能な施設管理・運営を行うことを基本的な考え方とする。

公共施設等総合管理の方針

(1) 全体方針

●安全・安心・快適性を確保した「品質」

1. 安全・安心な生活のために、公共施設とインフラ資産を適正に維持管理する。
2. 市民の暮らしを守る施設サービスを維持し、利便性を高める。

●適切な施設量となる「供給」

3. 人口やその構造変化に対応した適正規模の施設数とする。

●財政基盤の健全化に資する「財務」

4. 財政負担を軽減・平準化し、健全な財政を維持する。
5. PPP、PFI、指定管理者制度、業務委託、自治体間連携等の活用を図る。

(2) 公共施設に関する個別方針

1. 新規施設の建設を抑制し、ソフト面の充実、既存施設の有効活用を図る。
2. 施設数、延床面積を30年間で20%以上削減する（平成28（2016）年を基準）。
3. 施設管理の適正化と既存施設の有効活用を図る。
4. 機能が重複する施設については、統廃合を進める。
5. 施設の複合化、集約化、転用を進める。
6. 複合災害・新たな感染症に備える。
7. 複数の施設を特徴のあるゾーニングエリアとして有効性を高める。
8. 施設の特性に応じ収益の確保を図る。

(3) インフラ資産に関する個別方針

1. 長寿命化をはじめとする、計画的、効率的な整備を行う。
2. 効率的な管理と適正な受益者負担による自主財源の確保に努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

コロナ禍以降のライフスタイルや価値観の変化により、主に子育て世代やリタイア世代の移住希望者が増えている一方で、若年層の都市部への流出は依然として続いている。

イ 地域間交流の促進

本市は、国内2市町（徳島県美馬市、北海道日高郡新ひだか町）、国外3都市（アメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡、同オハイオ州ヴァンワート市、ロシア連邦サンクトペテルブルク市クロンシュタット区）と姉妹都市提携をしており、相互の人的交流をはじめ、文化、歴史、観光など幅広い分野で交流活動を展開している。

中でもハワイ州ハワイ郡、オハイオ州ヴァンワート市とは、定期的に市内学生の派遣及び両地域訪問団の受入事業を中心に交流を深めてきた。

また、姉妹都市提携はしていないが、国内において、函館市との高田屋嘉兵衛を通じた歴史的交流など、幅広い交流活動を展開してきた。

今後も異文化体験を通じ、地域づくりの推進力となる国際性豊かな人材を育成する観点からも、積極的に国外都市との交流に取り組んでいくとともに、本市にゆかりがある地域をはじめ、さまざまな地域と、市民が主体となった交流を促進する必要がある。

ウ 人材育成

都市部の住民を地域の新たな担い手として受け入れ、地域住民とともに、地域力の維持・強化を図る地域おこし協力隊の活動を支援し、地域の活性化に取り組んでいる。

また、域学連携事業により、大学がない本市に都市部から学生や教員を呼び込み、地域団体や住民との連携による多様な活動を展開することで、交流人口や関係人口の増加を図っている。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ・U I J ターンや市内で引き続き定住してもらうために、**移住支援補助金以外にもフェーズにあわせた移住前後の支援体制の構築を図る。**
- ・都市部での**移住相談等の機会や移住支援サイトの充実により、ニーズにあわせた移住を促進するとともに、移住後のギャップを低減化し、定着率を高めていく。**

イ 地域間交流の促進

・これまで積み上げてきた交流を更に発展させ、歴史、観光などの幅広い分野で交流を促進し、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。

ウ 人材育成

・地域の活性化に取り組む、関係人口・域学連携に参画する大学生・地域おこし協力隊等の活動や定着を支援する。加えて、これらの外部人材とのコーディネート機能を地域に整備し、これらの活動の持続可能性を高める仕組みの構築及びソーシャルビジネスの発展へとつなげる。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成 (4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立 (5) その他	田舎暮らし推進事業 姉妹都市交流事業 域学連携・関係人口創出拡大事業	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「洲本市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農業は、過疎地域にとって基幹となる産業であり、食料の生産のみならず、田園風景や豊かな自然を創造し、良好な生活環境を提供する重要な役割を担っている。

本市の農家数は、平成12年に3,167戸あったものが令和2年には1,918戸と1,249戸、39.4%減少しており、経営耕地面積も41.0%減少している。

本市の農業は、米を基幹として国の指定産地として指定されている玉ねぎ、レタス、はくさいや、県の指定産地として指定されているいちご、などの複合経営が主であり、その大半が兼業農家である。畜産業は、肉用牛や乳用牛などの牛の飼養が中心である。

過疎化、少子高齢化の進行による農業従事者不足や後継者の減少による労働力不足、中山間地域の脆弱な生産基盤による計画生産の困難性など、農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このようななか、後継者不足や少子高齢化の進行により地域の共同活動など集落機能が低下し、農道や水路の維持管理が困難になり、耕作放棄地の増加につながっている。さらに有害鳥獣による被害の拡大などの課題が生じている。

本市の農業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規就農者を育成・確保する担い手対策、生産性の向上に向けた優良農地の保全、流動化による農地の効率的な利用促進、農業生産基盤の整備や有害鳥獣対策を推進するとともに、農産物のブランド化、6次産業化の推進など総合的に支援していく必要がある。

農家数及び経営耕地面積

区分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
農家数	(戸)	3,167	2,923	2,786	2,405	1,918	
	販売農家数	(戸)	2,552	2,215	2,042	1,651	1,287
	自給的農家数	(戸)	615	708	744	754	631
経営耕地面積総数		(a)	196,856	167,092	166,705	147,855	116,707
田		(a)	184,833	159,958	159,172	140,645	108,707
畑		(a)	8,568	5,332	5,947	6,040	6,354
樹園地		(a)	3,455	1,802	1,586	1,170	1,021

出典：世界農林業センサス、農林業センサス

イ 林業

本市の森林面積は10,267haで総面積の56.3%を占め、森林に恵まれている。森林面積の内、民有森林面積は9,590haであり、そのうちスギを主体とした人工林の面積は611ha、人工林率は6.4%であり、県平均を大きく下回っている。人工林は、市内各地に分散して存在しており、また小規模な所有者が多いことから、林業経営や施業の共同化を行いきにくい状況にある。

里山周辺では、管理者の高齢化が進み、また生活様式が変化したことにより普段から山の手入れをすることがなくなり、森林の極相化や竹林の侵食が見られる。シカやイノシシ等による食害が増え、里山周辺の農家は大きな被害を受けており、その対策が急がれる。

また、本市は南部に砂岩質の地質が多く、台風や近年急増している異常気象に伴う豪雨などにより大きな被害を受けている。

これらのことから、里山の荒廃を防ぎ、野生動物との生活域の住み分けを図るとともに、大きな災害が起きないように、豊かな保水機能を持つ森林の適切な整備が必要となっている。

ウ 水産業

東に大阪湾、西に播磨灘の好漁場を臨む洲本市の漁業は、小型底引き網、刺網、機船船びき網、たこつば、一本釣りなどの漁船漁業、採介藻漁業、のり、わかめの養殖漁業が営まれており、ハモ、サワラ、マダイ、アジ、イカナゴ、マダコ、ウニ、アワビのほか養殖のり・わかめなど、四季を通じて多種多様な水産物が水揚げされている。

しかしながら、漁獲量の減少や、魚離れによる消費の低迷による魚価の下落、燃油や資材の高騰もあり、漁業経営の継続が非常に困難な状況となっている。漁家数も平成7年に617戸あったものが令和6年には259戸と、358戸・58%減少しており、漁業者の高齢化、後継者不足が大きな課題となっている。

また、のり価格の上昇により海面養殖業の生産額は増加しているが漁獲量の減少が著しいため、漁業全体の生産額は平成7年の3,213百万円から令和6年の2,464百万円に、749百万円・23.3%減少している。

このような中、市の魚となっているサワラや、古くから評価の高い「由良の魚」等の消費拡大、ブランド化への取組を開始している。また、サワラの受精卵放流や、赤ウニの養殖試験、タイやヒラメの中間育成など栽培漁業にも力を入れている。

不安定な生産を解消するために、中間育成や種苗の放流など「つくり育てる漁業」のより一層の取組強化や、漁業生産性の向上と販売力の強化を図るため、生産から加工、販売に至るまでの総合的な取組が必要である。

漁家数の推移

(単位:戸、人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
漁家総数	617	562	558	448	324	283	259
専門漁家数	555	508	501	424	301	260	225
兼業漁家数	62	54	57	24	23	23	34
漁業が主	40	33	7	3	7	6	6
漁業が従	22	21	50	21	16	17	28
漁業就業者数	1,066	880	725	641	523	498	432

出典:洲本市漁業協同組合概況調査

漁業生産額の推移

(単位:百万円)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
漁業生産額	3,213	3,394	2,240	1,756	1,775	1,865	2,464
海面漁業	2,776	2,406	1,614	1,315	1,229	1,047	1,190
海面養殖業	437	988	626	441	546	818	1,274

出典:洲本市漁業協同組合概況調査

エ 商業等

洲本市の商業等については、人口減少による需要の縮小や消費自体の低迷などにより、商工会議所及び商工会会員数は長年減少傾向にあり、令和3年度、4年度に一時増加したものの、令和5年度以降は再び減少に転じている。

経営主体は、零細な個人経営が大部分を占めており、業種としては、小売業やサービス業が多く特に小売業については、コンビニエンスストアの台頭、近隣の大型店の進出やインターネットショッピングの拡大などにより、経営は厳しいものとなっている。

また、明石海峡大橋架橋後の高速道路の開通により、それまで地元で行われていた消費者の消費活動が都市圏へ流出するストロー効果も大きく影響している。

今後も商工会議所や商工会を中心に消費者ニーズに即した販売方法や、地域特性を活かした商業・情報通信産業に取りくんでいく必要がある。

洲本商工会議所及び五色町商工会の会員数の推移

(単位：事業所)

区 分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総数	1,495	1,492	1,488	1,488	1,550	1,587	1,571	1,561
洲本商工会議所	1,167	1,167	1,162	1,167	1,221	1,251	1,242	1,240
五色町商工会	328	325	326	321	329	336	329	321

出典：洲本商工会議所・五色町商工会調べ

オ 工業・企業誘致・起業の促進

機械器具製造業が中心となっている。今後も人口増加策に必要な就業の場を確保するため、新たな産業の創出につながる起業家の支援や企業用地造成の促進と、淡路島中央スマートインターチェンジ設置による交通利便性を活かし、企業誘致に向けた取組を進めていく必要がある。

カ 観光又はレクリエーション

洲本市の観光は、大浜をはじめとした海水浴客で従来は賑わっていたが、観光客のニーズの多様化により、その数は減少傾向にあり、新都志海水浴場を交通利便性の良い場所に移設整備するなど、当時の賑わいを取り戻すべく取り組んでいる。

また、体験型施設を備えた高田屋嘉兵衛公園を中心にエコツーリズムなども取り入れながら観光振興を図っている。同公園は、各種施設の老朽化が目立つほか、現代のニーズに沿うような、新たな集客施設等の整備が求められている。

近年では、明石海峡大橋の架橋など交通網の発達により、京阪神より多くの観光客が訪れることとなったが、日帰り指向の観光客が増える傾向となっているため、経済効果の高い滞在型観光に結び付ける取組が必要である。

観光ニーズが遊覧型から参加・体験型へ、団体旅行型からグループ・個人旅行型へ変化するなど、観光需要の質的变化や多様化が進んでおり、地域の特性や資源及び歴史文化を活用する参加型プログラム、交流メニューづくりが必要となっている。

そのため、本市では、民間旅行会社と協力し、これまで旅行会社が取扱うことができなかった

た地域の小規模な観光素材や資源を活用した体験ツアー企画づくりなどにも携わっており、これらのプログラムを充実させることにより地域の魅力を発信し、観光促進を行っていく必要がある。

(2) その対策

ア 農業

- ・高収益作物の栽培や、新しい集落農業モデルに取り組む集落を支援する。
- ・**農業者や地域住民が話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図である地域農業経営基盤強化促進計画「地域計画」を推進し、担い手への農地の集積、集約を加速させることにより、農業経営の効率化を進める。**
- ・農業の生産基盤の強化に向けて、ほ場整備に新たに取り組む集落を支援し、生産基盤整備による生産性の向上を図るとともに、意欲ある農業経営体の育成や農地利用集積を進める。
- ・商工業者と連携した新商品開発、販路開拓などの6次産業化の取組を支援する。
- ・鳥獣害の防止に向け、集落の自主的な取組への支援を講じ、緩衝帯をはじめ捕獲と防除の両面からなる総合的な集落ぐるみの被害防止体制の構築について支援する。
- ・優良な繁殖和牛の導入や繁殖用雌子牛の自家保留の取組などの独自制度による淡路ビーフブランドの一層の確立を行い、産地間競争力の強化に努める。

イ 林業

- ・本市は地形上、昔から湧水の多い土地であり、森林の持つ水源かん養などの公益的機能は農林水産業の育成、住民の生活にとって大きな役割を担っている。里山・水源地周辺においては、近年の異常降雨に備えた高い防災機能が必要となっており、防災など公益的機能の観点から、住民が安心して暮らせる森林環境整備を目指す。
- ・森林整備の方針については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化（森林レクリエーション）または木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、健全な森林資源の維持造成が図れるよう支援を行う。
- ・放置竹林対策については、竹林の拡大防止を推進するため竹資源の新たな有効活用を検討するなど、町内会やボランティア団体等の連携した整備体制の構築を支援する。

ウ 水産業

- ・漁港機能の保全、長寿命化に努め、漁業生産基盤の強化を図る。
- ・サワラを始めとした漁業資源の保護・増殖対策の支援や築磯の設置などにより、育てる漁業の充実を図る。
- ・観光協会や飲食店などの諸団体との連携による生サワラ丼など、水産物のブランド化や販路の拡大に努める。

エ 商業等

- ・各種イベントで本市を訪れる観光客の消費を満たすよう、農業、水産加工業者などとの連携による地元特産品を活用した商品販売や商品開発を促進する。
- ・商工会議所及び商工会と連携を図りながら、空き店舗の有効活用、元気な商店街づくり、IT事

業所開設支援等の取組により、にぎわいを創出するとともに、商店街の活性化を図る。

- ・正規従業員の奨学金返還を支援するとともに、奨学金返還支援を行う企業又は事業所を支援することにより、中小企業等の担い手不足の解消を促進し、労働力の確保を図る。

オ 工業・企業誘致・起業の促進

- ・企業立地支援制度の継続的な実施と制度の充実により、企業誘致の促進を図る。
- ・県や関係機関と連携しながら情報収集に努め、立地条件などの情報提供活動を積極的に展開し、企業誘致を推進する。
- ・市内における法人又は個人事業の起業に対して支援を促進し、創業しやすい環境の整備を図る。

カ 観光又はレクリエーション

- ・地域の素材を利用した料理や統一メニューでの展開を進めるとともに、地域の産物と食を提供できる地産地消の体制づくりを推進し、観光振興につなげる。
- ・洲本城、旧益習館、先山、五色地域の白巣城跡、高田屋嘉兵衛など歴史的観光資源をうまく組み合わせることや、施設を整備等することにより、魅力ある観光ルートを設定していくことで市内での宿泊を促進する。
- ・令和元年に高田屋嘉兵衛公園が重点「道の駅」として選定されたことから、道の駅機能の整備に合わせ、公園全体のリニューアルを行い、公園の充実と地域の活性化を図る。

なお、産業の振興にあたっては、淡路島定住自立圏共生ビジョンやあわじ環境未来島構想等に基づき、隣接市、兵庫県、民間事業者等と連携することとする。

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業競争力強化基盤整備事業 (県営 都志大宮地区) 負担金 ほ場整備 A=20.1ha	市	
		農業競争力強化基盤整備事業 (県営 鮎原搭下地区) 負担金 ほ場整備 A=37.0ha	市	
		農業競争力強化基盤整備事業 (県営 相原地区) 負担金 ほ場整備 A=23.9ha	市	
		農業競争力強化基盤整備事業 (県営 鳥飼代地区) 負担金 ほ場整備 A=26.0ha	市	
		農業競争力強化基盤整備事業 (県営 金屋地区) 負担金 ほ場整備 A=80.0ha	市	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 (県営 市原地区) 負担金 ほ場整備 A=16.5ha	市	
		農地中間管理機構関連農地整備事業 (県営 市原2期地区) 負担金 ほ場整備 A=15.4ha	市	
		農地耕作条件改善事業 (団体営 上堺地区) 負担金 ほ場整備 A=2.0ha	市	
		県営特定農業用管路特別対策事業負担金 中心経営体農地集積促進事業(都志大宮)	市	
		中心経営体農地集積促進事業 (塔下地区)	市	
	中心経営体農地集積促進事業 (相原地区)	市		
	林業	公有林整備事業	市	
	水産業	築いそ事業 1,000㎡	市	
	(2) 漁港施設	鳥飼漁港海岸整備事業 防潮壁	市	
		鳥飼漁港整備事業 防波堤	市	
		船瀬漁港整備事業 防波堤	市	
		炬口漁港整備事業 防波堤	市	
		炬口・鳥飼・船瀬漁港長寿命化事業	市	
	(3) 経営近代化施設	農業		
		林業		
		水産業	元気な水産業創造事業 (製氷機等) 漁村活性化事業 直売所・加工場等	市 市
	(4) 地場産業の振興	技能習得施設		
		試験研究施設		
		生産施設		
		加工施設		
流通販売施設				
(5) 企業誘致				
(6) 起業の促進				
(7) 商業	共同利用施設	元気な商店街づくり事業 (元気な商店街コミュニティ施設整備事業)	市	
	その他			
(8) 情報通信産業				
(9) 観光又はレクリ エーション	柏原山森林公園整備事業	市		
	高田屋嘉兵衛公園施設改修事業	市		
	由良交流促進施設改修事業	市		
	農業公園施設整備・改修事業	市		
	海水浴場整備事業	市		
	史跡洲本城跡整備事業	市		
	大浜公園・三熊山周辺整備事業	市		
	鮎屋の滝周辺整備事業	市		
	市民広場周辺遊具整備事業	市		
	洲本IC周辺整備事業	市		
嘉兵衛の郷周辺整備事業	市			
五色バスセンター整備事業	市			
里と海の魅力発信拠点施設補修等事業	市			
(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	就農促進トータルサポート事業	市		
	機械・設備導入支援事業	市		
	みらいの集落創造推進事業	市		

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
洲本市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

- ・上記の「(2) その対策」「(3) 事業計画」のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

[漁港施設]

日常管理として、巡回時に陸上から目視できる範囲で変状の有無を確認するほか、台風や波浪等の悪天候後など緊急を要する場合に臨時点検を実施するとともに、漁港毎に策定している機能保全計画書に基づき、ライフサイクルコストの縮減や対策に必要な経費の平準化、優先順位などを考慮しつつ、計画的に維持修繕・改修等を進めていく。

[スポーツ・レクリエーション系施設（レクリエーション施設）]

高田屋嘉兵衛公園（ウェルネスパーク五色）：地域住民及び都市生活者等に自然及び農村に親しむ機会を提供し、農業及び漁業の実践並びに体験活動等を通じ、魅力のある農村づくり、農林水産業の活性化、都市と農村の交流及び高田屋嘉兵衛翁の顕彰を積極的に行う。

[公園]

適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化の推進

過疎地域においては、生活環境の利便性の向上や、地域経済の活性化を図る上で、情報通信技術（ICT）及びデジタル技術の利活用（DX推進）は極めて有効な手段である。これらの技術は、行政分野にとどまらず、最近では個人のコミュニケーション手段としてその重要性は高まっている。そのため、情報通信基盤整備の遅れは地域の発展を阻害する大きな要因の一つとなっている。

本市全域の情報化の推進については、これまでに地上放送のデジタル化への対応やシステム統合のため、CATV施設統合整備により、光ケーブル敷設や機器の更新を行い、地域情報基盤の確立と情報格差の是正に努めてきたところである。

今後の動きとしては、CATV網を利用した防災対策での活用や、インターネットサービスの環境の充実、クラウドサービスの利活用、データ利活用の推進等が求められている。

(2) その対策

ア 情報化の推進

- ・CATV施設を活用し、市民が必要とする情報提供に努めるとともに、インターネット関係設備の充実を図り、当該設備を活用した行政サービスの充実と地域間のデジタルデバイドの解消を図る。
- ・災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、今後もCATV網を防災に活用した取組を促進する。
- ・各種行政手続のオンライン化や電子決裁等の行政DXの推進に取り組むことで、行政サービスの質の向上と業務の効率化を同時に進める。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等 難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設	ネットワーク設備 (V-ONU等) の整備	市	
	その他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他 基金積立 (3) その他	ネットワーク設備 (FW等) の整備 CATV施設 設備等の改修	市 市・淡路開発事業団	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「洲本市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 市道・農道

本市の道路については、国・県などの関係機関と連携しながら、これまで計画的に整備を進めてきたところである。近年、道路橋の老朽化が問題となるなか、長寿命化修繕計画に基づく維持管理の推進、通学路の安全対策や防災を踏まえた道路網・道路環境の整備が求められている。

幹線道路は、一般国道28号と主要地方道4路線と一般県道10路線からなり、主要地方道は、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジへのアクセス道路にもなっている。また、国道28号バイパス、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線については順次、整備が進められているところであるが、関係機関とともに引き続き整備を推進していく必要がある。

幹線市道については、国道・県道と一体となり都市の道路網を形成し、広域的な交流連携の促進を図るとともに、市民生活に密着する市道の整備についても積極的に取り組んできたところであるが、令和6年度末において改良率は31.9%、舗装率は84.8%であり、今後も引き続き道路整備を進めていく必要がある。

整備済み市道の舗装損傷も進んできており、計画的に舗装修繕の実施が必要である。

また、市が管理する橋りょうが546橋あり、20年後には、建設から50年を経過する高齢化橋梁が約8割を占めることになり、今後、増大が見込まれる橋梁の修繕架け替えに対応していく必要がある。

農業従事者の高齢化や後継者不足による耕地面積の減少などで、農道としての活用意義が薄れつつあるが、農道は、生活基盤的利用の面も併せ持つことから、総合的な利便性を勘案し、農道整備を進めていく必要がある。

市道の整備状況

(単位：m、%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
道路総延長	684,329	708,846	770,637	744,582	746,456	756,648	758,840
改良済延長	201,630	238,309	269,569	289,940	291,864	239,178	241,909
舗装済延長	524,814	562,778	594,715	604,755	607,225	640,804	643,387
改良率	29.5	33.6	35.0	38.9	39.1	31.6	31.9
舗装率	76.7	79.4	77.2	81.2	81.3	84.6	84.8

出典：洲本市道路台帳・五色町道路台帳

イ 林道

近年、心身への癒しや安らぎの場を提供する森林のはたらきに対する関心が高まりつつある中、恵まれた森林資源を活用し保健文化や森林レクリエーション機能への活用が期待されている。

しかし、森林の荒廃が進行している中、森林の持つこれらの多様な機能を維持し生かしていくためには、森林整備と一体となった林道整備・管理は欠くことのできないものである。

ウ 公共交通の確保

本市の公共交通は、主に民間事業者による路線バスやタクシーが担っているが、移動手段としての自家用車利用の増加に加え、少子化による人口減少などにより、路線バスやタクシーの利用者

は減少傾向にあり、それに伴ってバス路線の廃止や減便、タクシー台数減などが進むことにより、さらに利用者にとっての利便性が低下し、ますます利用者が減少するという状況になっている。

民間路線バス事業者等においても利用者増に向けての取組を行っているが、利用者減少の根本的な改善には至っておらず、今後、更なる路線廃止や減便があれば、市民生活や観光などに必要な公共交通の維持が困難になることが予想される。

また、その他の公共交通としては、路線バスが行き届かない地域を中心に洲本市がコミュニティバスを運行し、路線バスの補完的な公共交通を維持している。

このような状況を踏まえて、公共交通を将来にわたって持続可能なものとするため、地域住民にとっても、観光を目的に本市を訪れる人にとっても、利用しやすく移動しやすい公共交通の確保が急務となっている。

(2) その対策

ア 市道・農道

- ・幹線市道については、都市の道路網を形成するべく広域的な交流連携を促進し、生活道路である市道については、現道の損傷、劣化等を把握し、効率的な維持管理に努め、集落間の接続道を中心に整備を進めるとともに橋りょう、舗装及び道路付属物等の長寿命化や機能強化を図る。

イ 林道

- ・森林資源の有効利用や森林の公益的機能の維持増進など森林の保全をより一層進めるため、森林整備と連携した林道整備、適正な維持管理を行う。

ウ 公共交通の確保

- ・現在、運行している路線バス、コミュニティバス、タクシー等を維持していくためにも、利用者目線にたった利便性向上の取組を推進するとともに、新たな公共交通の導入などにより、公共交通不便地域の解消をめざし、市内の公共交通の充実を図る。

- ・市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携を強化しながら、公共交通の維持と改善に努め、公共交通を地域で支えるしくみづくりに取り組む。

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	美の越線 道路改良 L=2,550.0m W=5.0m	市	1級
		才の木線 道路改良 L=50.0m W=4.0m	市	その他
		高田屋公園線 道路改良 L=2,400m W=10.5m	市	その他
		宇原千草線 道路改良 L=1,190.0m W=10.0m	市	その他
		大野千草線・宇原猪鼻線 道路改良 L=1,670.0m W=10.0m	市	1級
		山神線 道路改良 L=980.0m W=12.5m	市	1級
		下内膳線 道路改良 L=380.0 W=11.0m	市	2級
		加茂中央線 道路改良 L=130.0m W=12.0m	市	1級
		宇山石ヶ谷線外国道B P 関連 道路改良 L=200.0m W=5.0m	市	2級
		中川原横線 道路改良 L=220.0m W=5.0m	市	1級
		鴨根線 道路改良 L=30.0m W=4.0m	市	その他
		若里線 道路改良 L=185.0m W=5.0m	市	その他
		原町・曳船線 道路改良 L=100.0m W=11.0m	市	その他
	野上横線 道路改良 L=25.0m W=5.0m	市	その他	
	物部曲田塩屋線 道路改良 L=40.0m W=12.0m	市	1級	
	学校横・年喰線 道路改良 L=60.0m W=5.0m	市	その他	
	流谷線 道路改良 L=300.0m W=5.0m	市	その他	
	桑間大野線 道路改良 L=40.0m W=5.0m	市	1級	
	(2) 農道	道路修繕事業	市	
		舗装修繕事業	市	
橋りょう 橋梁修繕事業		市		
その他 道の駅整備道路関連事業		市		
		道路照明整備事業	市	
		広域農道整備事業 南淡路地区 事業負担金	市	
		農道維持修繕工事	市	
(3) 林道	跨道橋耐震工事(山田原南跨道橋)負担金	市		
(4) 漁港関連道	林道施設整備事業	市		
(5) 鉄道施設等	炬口漁港関連道整備事業	市		
鉄道施設				
鉄道車両				
軌道施設				
軌道車両				
その他				
(6) 自動車等	公共交通車両整備事業	市		
自動車				
雪上車				
(7) 渡船施設				
渡船				
係留施設				
(8) 道路整備機械等				
(9) 過疎地域持続的 発展特別事業				
公共交通	路線バス運行補助事業	市		
	廃止路線代替バス運行補助事業	市		
	コミュニティバス運行事業	市		
	公共交通不便地域等解消事業	市		
	海上交通支援事業	市		
	道路維持管理事業	市		
	林道施設管理事業	市		
	観光交通支援事業	市		
	公共交通利用促進支援事業	市		
	公共交通利便性向上支援事業	市		
	公共交通運転手確保支援事業	市		
	公共交通自動運転化支援事業	市		
	淡路島中央スマートインターチェンジ利用促進支援事業	市		
交通施設維持 その他				
基金積立				
(10) その他	公共交通結節点整備事業	市		
	五色バスセンター整備事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

〔道路・橋梁〕

道路・橋梁は、利用者に利便性や快適性、安全性などを提供する重要な役割を担っており、主要な幹線市道の舗装率は一定の水準に達している。今後は定期的な点検や補修対策を適切に実施し、道路・橋梁の安全性を確保するとともに、計画的な修繕を行うことで長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。

〔農道・林道〕

農業や林業関係者など道路利用者との連携並びに日常的なパトロールによる状態確認や道路利用者からの通報等により把握した異常について、適宜必要な対応を行い、通行の安全性を継続的に確保する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 下水排水施設

洲本市には、洲本処理区、都志処理区における公共下水道、五色町鮎原神陽台地区にはコミュニティ・プラントがあり、それ以外の地区においては合併処理浄化槽により生活排水処理を行い、効率的な排水処理の促進を図ってきたところである。

令和6年度末における公共下水道、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽による洲本市の汚水処理人口普及率は71.1%であり低い数字となっており、今後も快適な生活環境の確保を図るため生活排水対策を進めていく。

汚水処理人口普及率が低くなっている大きな要因として、洲本処理区における公共下水道の整備の遅れ（整備率38.7%）がある。平成27年3月に区域追加（潮・桑間地区）の認可を受け、下水道整備率の向上に努める。

また、雨水対策事業については、洲本地域においては、平成9年に洲浜ポンプ場、平成22年に物部ポンプ場、令和2年に炬口ポンプ場を整備し、五色地域においては、平成22年に都志住吉ポンプ場、平成23年に都志万歳ポンプ場を整備し、強制排水により対応している。

今後も、浸水が頻発する区域については、引き続き雨水ポンプ場及び雨水管渠の整備に取り組む必要がある。

汚水処理人口普及率の状況

行政区域内人口①	公共下水道 処理人口② ※洲本処理区	特定環境公共 下水道処理人口③ ※都志処理区	コミュニティ・ プラント 使用人口④	合併浄化槽 使用人口⑤
40,613人	10,406人	1,153人	655人	16,670人
汚水処理人口普及率 〔②+③+④+⑤〕/①	71.1%			

出典：洲本市資料 令和7年3月31日現在

イ 廃棄物処理施設

ごみは、生活様式の変化や生活水準の向上によって多様化し、その処理が大きな課題となっている。

本市では、ごみ減量化を図るため、有料の指定ごみ袋により収集しており、可燃ごみは、洲本市・南あわじ市衛生事務組合「やまなみ苑」、不燃ごみは、淡路広域行政事務組合「粗大ごみ処理場」で処理を行っている。また、従来の粗大ごみについては、平成29年度から大型ごみとして有料で収集を行っている。

淡路島内のごみ処理施設は、一様に老朽化が進行しており、今後の人口減少等の状況も踏まえ、ごみ処理の広域化を計画している。まずは、令和11年4月の稼働を目指し、可燃ごみ処理施設を整備する。

資源物については、循環型社会形成のために、3R (Reduce, Reuse, Recycle)+Renewable活動を積極的に推進し、回収品目の拡大や、リサイクルポイント制度の導入など、再資源化に向けた取組

を行っている。令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行となり、国・事業者・地方自治体・消費者など、あらゆる主体における資源循環への取組を促進するための措置を講じる事となった。今後もSDGsの達成に向けた取組を行っていく。

ウ し尿処理施設

本市のし尿処理施設である「塩屋衛生センター」は操業開始から20年が経過し、経年劣化による設備の老朽化が進行していることから、適正処理の継続のため整備が必要となっている。

エ その他

千草地区青葉台団地は、昭和54年に民間によって宅地造成された団地で、団地内に整備された汚水管は、平成6年度に市へ帰属され現在に至っている。汚水管は敷設後46年が過ぎており老朽化が進んでいる。

オ 火葬場

本市では洲本火葬場と五色台聖苑の2つの火葬場を運営管理しており、令和2年度からは火葬業務を外部に委託している。

両施設とも竣工してから相当年数が経過しているため、老朽化に伴う設備更新を行い、長寿命化を図る。

カ 消防施設

洲本市における消防は、淡路広域消防事務組合による常備消防と、洲本市消防団16分団による非常備消防によって構成され、地域防災の中核として活動している。地域の消防力をさらに高めるため、消防車両や資機材の充実、消火栓の設置・更新、消防団員の確保などを推進している。

一方、防災施設は、避難所機能や防災資機材の備蓄機能を備え、災害時の地域住民の安全確保や迅速な初期対応に重要な役割を果たしている。防災施設を活用した訓練や自主防災組織の育成、地域で助け合う共助の取組支援も、地域防災力の向上に必要となっている。

(2) その対策

ア 下水排水施設

- ・洲本環境センター、五色浄化センター、神陽台コミュニティ・プラントについては、適切な維持管理を行いストックマネジメント計画に基づき施設の更新を図る。
- ・生活排水による水質保全を図るため、補助制度による合併処理浄化槽設置を促進する。

イ 廃棄物処理施設

- ・ごみの分別の徹底、資源物のリサイクルにより、ごみの減量・再資源化の促進を図る。
- ・周辺環境の保全を図るため、廃棄物を安定的に処理できる体制の確保、施設の適正な管理を行っていく。
- ・塵芥収集車両については、計画的な更新を図る。
- ・資源物の適切な処理を実施するため、必要に応じた設備の整備を図る。

ウ し尿処理施設

- ・施設の定期的な点検及び整備、計画的な補修を行うことにより、施設の長寿命化を図る。

エ その他

- ・千草地区青葉台団地污水管は、敷設されてから46年が経過し老朽化によって管渠内への不明水の浸入がみられる為、その対策工事を行っていく。

オ 火葬場

- ・施設の定期的な点検と維持補修を行うなど、適切な維持管理を実施することによって、施設の長寿命化を図る。

カ 消防施設

- ・初期消火体制の充実を図るため、消防車両や資機材の充実、消火栓の設置・更新を計画的に進めるとともに、消防団員の確保に努め、地域の消防力を維持する。
- ・地域防災力を強化するため、防災活動の拠点となる施設の整備・改修を計画的に進め、資機材の備蓄や避難所機能を十分に発揮できる体制を整える。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5. 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道 簡易水道 その他			
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 汚水排水施設整備 公共下水道事業 雨水排水施設整備 特定環境保全公共下水道事業 汚水排水施設整備 特定環境保全公共下水道事業 雨水排水施設整備	市 市 市 市	
	農村集落排水施設 地域し尿処理施設 その他	コミュニティ・プラント改修事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ焼却場整備事業	広域行政 事務組合	
	し尿処理施設	リサイクル推進施設(ストックヤード)等整備事業 塩屋衛生センター定期補修事業 合併浄化槽設置整備事業 80基/年	市 市 市	
	その他	青葉台団地汚水管不明水対策事業	市	
	(4) 火葬場	火葬場施設改修事業 (洲本火葬場) 火葬場施設改修事業 (五色台聖苑)	市 市	
	(5) 消防施設	消防ポンプ車整備事業 消防積載車整備事業 消防団施設改修事業 防火水槽整備事業 防災備蓄倉庫増築事業	市 市 市 市 市	
	(6) 公営住宅			
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他 基金積立	環境学習推進事業	市	
	(8) その他	地籍調査事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

〔下水道（プラント施設）〕

今後も適正な維持管理・修繕を行うとともに、大規模改修も行う。

汚泥ポンプ、計装装置、制御盤などの設備・機器の更新及び長寿命化対策を実施する。

〔下水道（下水道）〕

洲本市の公共下水道は、平成5（1993）年に供用開始されたことから、未だ管渠の耐用年数に達していない。今後、道路陥没が発生しやすいとされる布設後30年を経過する管渠が増えるため、計画的な維持管理が求められている。

このため、ストックマネジメント計画を策定し、管渠の更新・長寿命化等の効率化を図る。

〔供給処理施設〕

塩屋衛生センターせいすい苑：令和3～4年度（2021～2022年度）汚泥再生処理センターへ改修済み。施設の機能維持のために必要な点検・調査、補修・修繕等を行う。

その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。

〔行政系施設（消防施設）〕

防災センター鳥飼会館：鳥飼公民館及び放課後子ども教室の機能を吸収し、複合化。

整理対象の施設：除却または、地縁団体等と譲渡について調整。

その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

令和7年における本市の65歳以上の高齢者人口は15,024人で、高齢化率が37.0%に達しており、3人に1人が高齢者という状況になっている。五色地域の高齢化率は、前計画作成時の38.1%を上回っており、高齢化がより一層進んでいる状況であり、今後もさらに高齢化の進行が見込まれる。

このようななか、本市では令和5年度に「洲本市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定し、「ともに支え合い人にやさしい地域社会の実現」を基本理念に、「つながり、やさしさ響き合う いつまでも安心して健やかに暮らせるまち すもと」を将来像と定め、介護予防の取組や高齢者福祉サービスなど一体的に取り組んでいる。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年までを見据えて、誰もが住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らせる地域共生社会づくりを目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するためにさまざまな事業を展開している。

今後は、介護保険制度の持続的な運営を図るため、介護予防の推進による介護給付費の抑制や高齢者に対する支援体制の強化に努める。また、認知高齢者に対する体制整備や高齢者の社会参加支援体制の充実、生きがいつくりの促進を図ることが必要である。

高齢化率の推移

(単位：人、%)

年 度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	42,483	42,064	41,614	41,039	40,613
65歳以上	15,468	15,356	15,248	15,139	15,024
総人口に占める割合	36.4	36.5	36.6	36.9	37.0

出典：住民基本台帳各年3月31日現在

イ 子育て環境の確保

近年、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域のとつながりの希薄化等、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を抱える子育て家庭が増加している。本市の児童数は減少傾向にあるが、就労の多様化や女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、ひとり親家庭の増加など子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、子育て支援のニーズは増加傾向にある。

本市では令和7年3月に「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行い、仕事と子育てを両立させ、働きながら子育てしやすい環境整備や、子どもが安心して過ごせる居場所づくりの充実、子育てに関する相談支援など、さらなる子育て支援の充実に取り組んでいるところである。

本市には、公立の保育所が8施設、認定こども園が1施設あり、入所児童数は令和元年の939人から令和7年には809人と、130人・13.8%減少している。特に、五色地域については、児童数は、少子化により急激に少なくなっており、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、育ちの段階に応じた活動に必要な集団規模の確保ができない状況となっている。また、各地区にあるそれぞれの園で運営を行うことで非効率な職員配置となっており、加えて、施設維持等の効率性低下など、これらの課題を総合的に解決する必要があることから、5つの保育園を統合し、令和8年4月に保育

所と幼稚園の機能を一体化させた、幼保連携型認定こども園を開園する。また、洲本地域の保育施設についても、建築からかなりの年数が経過しており、老朽化が著しく、大規模な改修の必要性があり、適切な維持管理を行っていく必要がある。

母子・父子世帯は、社会情勢やライフスタイル、価値観の変化に伴い増加傾向にあり、これらの世帯は、社会的・経済的に不安定な状況に置かれることが少なくない。こうした世帯が安心して暮らし、子どもが健やかに育つ環境を整えるため、就労支援や生活支援、法律相談など多面的な支援策を講じ、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続的に充実させていくことが必要である。

保育所・認定こども園の入所児童数

(単位：人)

		児童数								
施設名	定員数	平成31 (令和元)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	備考	
公立	なのはなこども園	175	141	165	153	163	154	150	156	幼保連携型認定こども園
	中川原保育所	70	70	70	74	71	69	66	68	
	安乎保育所	80	68	61	52	47	44	34	34	
	由良保育所	74	55	51	50	52	46	47	38	
	都志保育園	62	41	43	43	36	37	31	32	
	鮎原保育園	96	77	66	59	53	48	50	47	
	広石保育園	69	42	38	41	36	35	38	45	
	鳥飼保育園	59	41	46	37	35	24	22	21	
	堺保育園	45	46	42	37	37	34	24	27	
	小計	730	581	582	546	530	491	462	468	
私立	洲本こども園	128	159	148	151	136	140	126	130	幼保連携型認定こども園
	千草こどもの園	105	103	104	98	96	98	103	94	幼保連携型認定こども園
	おおの	95	96	100	101	101	102	97	103	幼保連携型認定こども園
		小計	328	358	352	350	333	340	326	327
小規模	いちごキッズ・上物部	12	—	—	—	—	—	10	14	
	合計	1,070	939	934	896	863	831	798	809	

※いちごキッズ・上物部は令和6年4月から認可施設へ

定員数は、令和7年の数値であり、各年4月1日在籍児童数

ウ 障害福祉

本市における障害者手帳所持者数は、全体として減少傾向にあり、令和6年度では2,672人となっている。そのうち身体障害者手帳所持者が全体の7割程度を占めている状況である。

障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるためには、必要に応じた意思決定支援を受けながら、障害のある人自らが望む生活を自分で選び、自分で決めることができる環境の整備が必要であり、障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が望まれている。

本市では、令和2年度に「第3次洲本市障害者基本計画」を策定するとともに、その実施計画として令和5年度に「第7期洲本市障害福祉計画」、「第3期洲本市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の見込量等を定め、障害者への支援を計画的に推進している。

今後も、障害のある人や、その家族等が住み慣れた地域で安心して生活を送れ、ライフステー

ジに対応した適切な支援を受けることができるよう、取組を推進していく必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

- ・地域に元気な高齢者を増やすため、いきいき百歳体操の取組を広げるとともに、健診の受診率向上や介護予防を促進することにより、介護給付費の抑制に努める。
- ・地域包括ケアシステムの機能を強化するため、人材育成を推進し、地域支え合い活動の支援や生活支援サービスの提供体制の確保に努める。
- ・災害に備えた高齢者の支援体制の充実を図り、地域の関係団体と連携し、地域全体での見守り体制の強化に努める。

イ 子育て環境の確保

- ・子育てを地域社会全体で支えていくため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援ネットワークづくりを推進し、子育て環境の変化に対応した支援施策や、より良い子育てができる環境づくりを推進する。
- ・老朽化が進む保育所等の計画的な施設整備を進め、安全で快適な保育環境を確保するとともに、質の高い教育・保育の提供ができるよう環境の整備及び充実を図る。
- ・子育て家庭が仕事と育児を両立でき、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進するため、一時預かり事業・延長保育事業など多様なニーズに合ったきめ細やかな子育て支援サービスに努める。
- ・安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、母子保健事業や小児医療体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立支援や障害のある子どもへの支援の充実を図る。

ウ 障害福祉

- ・地域における相談体制の充実を図り、在宅サービス、ライフステージに応じた一貫した障害児支援の充実を図る。
- ・障害特性に応じた保健・医療サービスを受けることができるよう提供体制を整え、障害の原因となる疾病等の予防の取組を図る。
- ・生活を支える就労機会の確保が重要であり、雇用・就業への支援と住み慣れた地域で生活できる住宅の確保を推進する。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所改修事業 由良保育所大規模改修事業	市 市	
	児童館 障害児入所施設 (2) 認定こども園	ごしきこども園整備事業 認定こども園改修事業	市 市	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人ホーム	特別養護老人ホーム改修事業 特別養護老人ホーム備品整備事業	市 市	
	老人福祉センター その他	デイサービスセンター改修事業 地域福祉センター改修事業	市 市	
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設			
	障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及び こども家庭センター			
(8) 過疎地域持続的発展特別 事業				
児童福祉	児童館子育て事業	市		
高齢者・障害者福祉	保育所一時預かり事業	市		
健康づくり	こども家庭センター事業	市		
その他	敬老事業	市		
基金積立	在宅高齢者支援事業	市		
(9) その他	高齢者等いきいき住宅助成事業	市		
	健康福祉館改修事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

[子育て支援施設（幼保・こども園）]

由良保育所：大規模改修を実施。

中川原保育所、安乎保育所：集約化や民間委託を検討。

五色地域の5園：認定こども園を新設し集約化。集約後、5園のうち、都志保育園、鳥飼保育園と塚保育園については、建物を解体撤去し、土地を原形に回復して、借地を解消する。残りの、鮎原保育園と広石保育園については、保育園機能を廃止し、併設している児童館・放課後児童クラブは引き続き実施する。なお、鮎原保育園の駐車場用地については、土地を原形に回復して、借地を解消する。

なのはなこども園：適切に維持管理・修繕を行う。

[子育て支援施設（幼児・児童施設）]

適切に維持管理・修繕を行う。

[保健・福祉施設（高齢者福祉施設）]

デイサービスセンターうしお：高齢福祉施設以外への用途変更を含めた活用策の検討を進める。

生きがい活動支援センター（大野陽だまり館）：大規模改修を実施。

[保健・福祉施設（保健施設）]

五色県民健康村第1健康道場、五色県民健康村第2健康道場、保健指導室：健康道場等として現状維持。

介護予防拠点施設・五色県民健康村トレーニングセンター：リハビリ機能を他施設に移転した後、除却。市民交流センターの野球場機能をグラウンドに移転することも検討。

[保健・福祉施設（その他の社会福祉施設）]

適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

[社会教育系施設（博物館等）]

中山間総合活性化センター・高齢者生きがい創造センター：他施設の機能を吸収し、複合化。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の令和6年における病院、診療所の状況は、病院が3か所、一般診療所が54か所、歯科診療所が25か所となっている。これらのうち、国民健康保健診療所3箇所、夜間と休日の診療を行う応急診療所1箇所、計4診療所を本市が直営で開設している。

診療業務としては、直営診療所や民間の医院などが一次救急に対応し、二次、三次救急は県立淡路医療センターが受け入れるという役割を担っている。

直営診療所のうち国民健康保険診療所は、民間医療機関のない上灘地区に上灘診療所、民間医療機関が少ない五色地域に五色診療所と堺診療所を設置し、地域住民が安心して治療を受けることができるように地域のかかりつけ医としての役割を担っている。一方、応急診療所は市の中心部に設置し、年間通じての開設を原則として夜間や休日等における応急的な処置を行うほか、島内3市と3市医師会が共同で実施する小児救急業務において、日祝日と年末年始に行う休日小児救急を応急診療所で診療し、更に深夜帯に行う小児夜間救急では島外医師が担当する日はその受け皿となっており、直営診療所はいずれも重要な役割を担ってきている。

しかしながら、直営診療所の運営については人口減少による患者数の減少等により、経営状況は厳しい状態が続いている。また、全国的に地域医療に従事する医師不足が言われている中において、直営診療所においても医師不足は深刻な状況である。

市民が安心して医療が受けられるよう、県や関係機関との連携を図り、医師確保をはじめ、民間医療機関も含めた地域医療体制の維持など、地域医療や応急診療業務を主体的に維持していくことが求められている。

医療設備については、運営状況や耐用年数を考慮しながら、適切な医療サービスが提供できるよう更新整備を図る必要がある。

病院・診療所の状況

単位：施設数

区分	病院	一般診療所	歯科診療所
洲本市（全域）	3	54	25
市立医療機関	0	4	0

出典：厚生労働統計 令和6年医療施設調査

(2) その対策

- ・医療、保健サービス、福祉サービスを包含する地域包括医療の充実を図る。
- ・県、関係機関と連携し、医師確保に努める。
- ・適切な医療サービスを実施するために必要な施設改修、医療機器の更新などを行う。
- ・県立淡路医療センターとのネットワークを強化し、広域的な医療体制の充実を図る。
- ・持続可能な医療サービスを堅持していくため、直営診療所の収支改善に向けた取組を進める。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設 病院 診療所 患者輸送車(艇) その他	直営診療所医療機器整備事業 直営診療所及び医師住宅改修事業 応急診療所医療機器整備事業 福祉車両購入事業	市 市 市 市	
	(2) 特定診療科に係 る診療施設 病院 診療所 巡回診療車(船) その他 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院 民間病院 その他 基金積立 (4) その他	地域医療確保対策事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

〔医療施設〕

医師住宅1については適切な維持管理に努める。他の医師住宅については、必要最低限の維持管理を行いながら、貸付けや他用途への転用を模索し、活用が図られない場合は、除却も含めて検討する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

少子化が進むなか、小・中学校の児童生徒数は年々減少にある。小学校の児童数は、平成2年の3,992人から令和7年の1,632人と2,360人の減、減少率は59.1%、中学校の生徒数は、平成2年の2,133人から令和7年の894人と1,239人の減、減少率は58.1%となっているが、今後も児童生徒数の減少が続くと予想される。

本市では、「次代につながる『世界』を構築できる人材の育成」を教育の基本理念に掲げ、洲本の子どもたちが健やかに成長し、多様な人々がつながり、交流を深め、幸せを感じられるふろさと洲本が価値を高めていくには教育の力が不可欠であり、様々な内外を包摂する「世界」に生き、新たに築き上げていくために必要となる教育を推進すべく、教育施策・事業を展開している。

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・教育の場であるとともに、災害発生時には、地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は重要である。

今後は、安全性を確保し、機能性を向上できるよう、引き続き学校施設の改修・補修を進めるとともに、児童生徒数が減少傾向にあることも勘案し、学校の再編にかかる協議の進捗状況をふまえながら、学校施設の長寿命化又は改築も視野に入れた施設整備を進める必要がある。また、老朽化した施設・設備を更新し、多様な事情・背景を有する児童生徒が取り残されることなく健やかに成長していくために、現在の住宅水準やユニバーサルデザインに配慮した施設整備や、GIGAスクール導入以降の変化を反映したICT環境の充実などを目指す必要がある。

生徒・児童・園児数の状況

(単位：人)

学校名	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
洲浜中学校	523	283	212	167	179	150	152	147	147
青雲中学校	894	666	539	471	494	500	488	476	455
由良中学校	184	141	91	47	39	42	38	39	33
中川原中学校	74	61	7						
安乎中学校	67	78	45	35	37	32	43	36	37
五色中学校	391	374	341	229	208	189	211	221	222
小 計	2,133	1,603	1,235	949	957	913	932	919	894
洲本第一小学校	343	228	160	96	89	86	87	83	82
洲本第二小学校	404	217	215	158	135	128	121	106	101
洲本第三小学校	954	677	539	421	413	416	417	404	409
加茂小学校	362	280	220	203	218	207	207	215	206
大野小学校	532	490	451	341	339	330	332	315	320
上灘小学校	8								
上灘小学校畑田分校	3								
上灘小学校中津川分校	0								
由良小学校	341	221	143	79	82	76	69	63	66
中川原小学校	145	84	51	61	59	68	65	63	61
安乎小学校	146	121	120	83	85	88	77	75	69
都志小学校	214	146	102	64	65	69	60	60	55
鮎原小学校	183	285	277	131	128	121	109	99	89
広石小学校	105	73	146	79	72	72	65	57	55
鳥飼小学校	193	98	105	89	85	80	77	67	63
堺小学校	59	78	70	57	58	61	56	56	56
小 計	3,992	2,998	2,599	1,862	1,828	1,802	1,742	1,663	1,632
合 計	6,125	4,601	3,834	2,811	2,785	2,715	2,674	2,582	2,526

学校名	平成2年	平成12年	平成22年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
第一幼稚園	62	48	26						
洲本幼稚園	55	32	54	44	41	44	33	26	18
第三幼稚園	72	62	56						
加茂幼稚園	56	43	30						
大野幼稚園	94	82	46	14	12	8			
合 計	339	267	212	58	53	52	33	26	18

イ 社会教育の充実

自由時間の増大や高齢化社会の成熟化に伴い、生涯学習の気運が高まっており、学習機会の提供とともに、学習の成果が適切に評価され、その成果が生かされるような地域社会づくりに努める必要がある。

生涯学習の拠点としては、洲本市文化体育館、五色文化ホール、洲本中央公民館、五色中央公民館、洲本図書館、五色図書館、市民交流センター、地域の公民館、子育て支援拠点がある。これらの施設では様々な講座の開催や文化活動の場の提供などに努めてきたが、社会教育に対する高度化・多様化のニーズはますます高まっており、内容の充実を図るとともに歴史や地域特性を活かした生涯学習の推進が必要となっている。

そのため、地区公民館の機能の一層の向上を図るなど、生涯学習推進基盤の充実に努め、社会教育関係団体間の連携を図るとともに、各種研修会を通して人材育成を図るなど、社会教育活動の活性化に取り組む必要がある。

ウ スポーツの振興

ライフスタイルの多様化などにより、健康づくりから本格的な競技スポーツに至るまで、スポーツに対する多様な役割が期待されている。今後は、多様なニーズに対応し、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができるスポーツ環境づくりが求められている。

洲本市文化体育館には、バレーコート2面が取れるメインアリーナとバスケットや柔剣道場に使用できるサブアリーナ兼武道場などがあり、高校総体クラスの大会が開催されている。

また、五色台運動公園「アスパ五色」には、サッカーグラウンド、多目的グラウンド、体育館、パークゴルフ場が整備されている。全日本高等学校女子サッカー選手権が開催されるなど両施設が有益に活用されており、市民がスポーツに親しむ環境が整っている。

今後も、適切な施設管理を行い、費用対効果等も考慮しながら施設の整備や改修を行うことにより、スポーツの場の提供とスポーツ振興を図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

- ・一人一人に確かな学力を身に付けさせることや、外国語指導助手を活用した英語教育やICT機器を活用した授業など、特色ある教育活動を展開する。
- ・学校施設は、地域の避難所としても重要であり、子どもたちが過ごす学校施設の安全を確保するため、計画的に改修を行う。

イ 社会教育の充実

- ・生涯学習講座などにおいて、学習成果を自己実現や生きがいづくりだけでなく、地域社会に還元する仕組みの充実を図る。
- ・市民の生涯学習拠点である公民館、図書館など施設の一層の充実を図るとともに、効率的な管理運営を行いながら適切な維持管理と環境の整備を図る。

ウ スポーツの振興

- ・ニュースポーツへの取組などを通じ、子どもから高齢者まで気軽に参加できる機会を創出する。
- ・トップアスリートとの交流を通じて、子どもたちのスポーツに対する関心を高め、体力の向上を図る。
- ・スポーツ施設については、利用者のニーズ把握と集客力の向上に努め、効率的な管理運営を行いながら、計画的に改修を図る。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	洲本第二小学校校舎改修事業 広石小学校校舎改修事業	市 市	
	屋内運動場	洲本第三小学校屋内運動場空調整備等事業 加茂小学校屋内運動場空調整備等事業 大野小学校屋内運動場空調整備等事業 広石小学校屋内運動場空調整備等事業 洲浜中学校屋内運動場空調整備等事業 青雲中学校屋内運動場空調整備等事業 五色中学校屋内運動場空調整備等事業 五色中学校武道場空調整備等事業	市 市 市 市 市 市 市 市	
	屋外運動場 水泳プール	洲本第三小学校プール改修事業 加茂小学校プール改修事業 鮎原小学校プール改修事業 広石小学校プール改修事業	市 市 市 市	
	寄宿舎 教職員住宅 スクールバス・ボート			
	給食施設	五色給食センター補修事業 五色給食センター配送車両更新 洲本給食センター補修事業 洲本給食センター配送車両更新	市 市 市 市	
	その他	小中学校ICT環境整備事業 小学校施設・設備補修事業 中学校施設・設備補修事業 小学校施設・設備改修事業 中学校施設・設備改修事業 小学校非常用電源設備等整備事業 中学校非常用電源設備等整備事業 小学校施設用地取得事業(域内3小学校) 洲本幼稚園改修事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	五色中央公民館移転改修事業 洲本中央公民館改修事業 千草公民館改修事業 地区公民館改修事業	市 市 市 市	
	集会施設 体育施設	市民交流センター改修事業 洲本市文化体育館改修事業(体育施設部分) 五色台運動公園アスパ五色施設改修事業 健康村改修事業	市 市 市 市	
	図書館	五色図書館改修事業 洲本図書館改修事業	市 市	
	その他	洲本市文化体育館改修事業(その他部分) 子育て支援拠点移転改修事業	市 市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	幼児教育 義務教育	小中学校GIGAスクール構想実現事業 未来創造スクールプロジェクト事業 小学校外国人英語教師招聘事業 小中学校校務支援システム運用事業	市 市 市 市	
	生涯学習・スポーツ その他 基金積立	各種スポーツ大会等開催事業	市等	
	(5) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

[学校教育系施設（学校）]

今後は、児童・生徒数が減少傾向にあることも勘案しながら、学校施設の長寿命化に向けた施設整備を進めていく。

本市の目指すべき学校施設は、次のとおり。

①安全性

- ・誰もが安全・安心に利用できる施設
- ・災害時の拠点として機能する施設
- ・防犯機能や防災機能を備えた施設

②快適性

- ・誰もが快適に利用できる施設
- ・学習効率の向上に資する快適な施設
- ・インクルーシブ教育を推進するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設
- ・地域に開かれた施設

③機能性

- ・多様な学習内容、学習形態への対応ができる施設
- ・わかりやすく、特色のある授業を行うためのICT環境の充実した施設

④環境への適応性

- ・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設

[学校教育系施設（その他教育施設）]

児童・生徒数が減少傾向にあることから、市全体での配食数が洲本給食センターの調理可能数の8割程度になる頃を目途に、五色給食センターの機能を洲本給食センターに集約する。

[子育て支援施設（幼保・こども園）]

幼稚園：学校施設の取組の方向性と同じ内容。

[市民文化系施設（集会施設）]

洲本中央公民館：建替え方針。他の機能を加えた複合化も検討。

五色中央公民館：他の施設に機能移転した後、除却。

鳥飼公民館及び相川集会所：他の施設に機能移転した後、除却。

神陽台集会所、栢野郷土伝承館及び船だんじり伝承館：地縁団体等と譲渡について調整。

その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

[社会教育系施設（図書館）]

適切に維持管理・修繕を行う。洲本図書館は大規模改修を実施。

[スポーツ・レクリエーション系施設（スポーツ施設）]

文化体育館：改修・長寿命化を実施。

市民交流センター：

- 1 体育館・ホール・会議室：廃止及び除却を検討する。
- 2 屋内プール：長寿命化を図る。
- 3 陸上競技場：新たな公認競技場の設置を県に継続要望。その状況を踏まえ、第4種競技場の公認見送りを検討。
- 4 野球場：五色県民健康村グラウンドや民間施設を含めた市内外の類似施設の活用策について検討する。

五色台運動公園（アスパ五色）：大規模改修を実施。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、生活に密着した連携組織として、互助を理念に地域社会の基礎を形成してきたが、過疎化や少子化による後継者不足、高齢者の一人暮らしが増加しており、相互扶助による自治機能の維持が困難な状況になることが懸念されている。

旧五色町では、これまで人口増加、定住促進を図るため、公営住宅等の整備とあわせ、分譲宅地造成に積極的に取り組み、一時的に人口増加に転じた。しかし、近年は、少子化や分譲宅地購入者の世代交代などにより、人口減少が続いている。

このような状況を踏まえ、小学校で複式学級化している堺地区において、定住促進団地整備に取り組み、子育て世代の移住、定住を促進することとしている。

空き家については、**管理不全の空き家が防災上のリスクや防犯上の懸念、衛生環境の悪化、地域イメージの低下など、多岐にわたる深刻な問題を引き起こしている。この課題に対処するため空き家の利活用促進、管理不全空家の解消、空き家発生予防の3つの戦略的アプローチを柱として、空き家改修費用の補助、空き家除却費用の支援、財産管理制度の積極的活用、空家率の高い地域への集中的な施策展開など総合的な空き家対策に取り組んでいる。今後さらなる空き家対策の充実を図るためには、空き家対策に関わる人材の発掘や専門的人材の育成が不可欠である。また、公民連携による面的な対策の推進が求められており、地域全体で包括的なアプローチを取ることが重要である。**

また、近年大規模な地震が各地で頻発しており、さらに南海地震がいつ発生してもおかしくない状況にある。いつ地震が起きても大丈夫なように耐震化を進め、住宅の補強をしておくことが必要である。

(2) その対策

- ・子育て世代の移住、定住を受け入れる住宅環境を確保するため、定住促進団地整備を推進する。
- ・旧五色地域において中所得者の居住のために建設した特定公共賃貸住宅への入居を促進するため、入居者の経済的負担の軽減を図る。
- ・安全・安心で快適な地域社会を維持するため市民生活に対して負の影響を及ぼす危険空家の解消を図る。
- ・大規模な地震から命を守るために、耐震性能が低い昭和56年5月以前に着工した住宅の耐震化を推進する。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備 基金積立 (3) その他	特定公共賃貸住宅入居促進事業 住宅等耐震化促進事業 空家活用支援事業 老朽危険空家解体助成事業	市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

〔市営住宅（公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅）〕

新たな団地整備等により管理戸数を増やすのではなく、劣化状況等にあわせた計画修繕やニーズ等に対応した改善により、既存ストックを最大限に有効活用していく。

婦野谷、下内膳（テラス）、鳥飼漁民及び仲之町の4団地を用途廃止予定。

〔市営住宅（定住促進住宅）〕

適切に維持管理・修繕を行う。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

洲本市に数多く点在する歴史文化遺産は、市の特色となる貴重な財産であり、地域づくりの資源でもある。これらを継承し活用していくため、保存整備していく必要がある。

なかでも、国史跡洲本城跡や国名勝旧益習館庭園は、地域のアイデンティティにつながる重要な歴史文化遺産として、保存活用のための整備に取り組んでいる。

淡路文化史料館は、淡路島全域の歴史を学べる館として、縄文時代から現代までの考古資料や史資料、淡路島の民俗や淡路島ゆかりの芸術家の作品、古生物の化石標本などを収集保存し、常設展示や特別展示によって市民の郷土に対する愛着を醸成、市外観光客には本市の魅力をPRしてきた。また、郷土の偉人の顕彰として、北方領土を開拓し、日露民間外交に寄与した北前船の豪商高田屋嘉兵衛を顕彰するため、その功績を讃えた祭りなどのイベント実施や高田屋顕彰館における資料展示などを行うとともに、地元の顕彰会活動の支援も合わせて実施している。そして、ノーベル賞候補にもなった永久磁石であるMK鋼を発明した三島徳七博士についても、その顕彰会活動を継続して支援することにより、次世代にその偉業を伝承する事業に取り組んでいる。

このほか、兵庫県の史跡に指定されている白巢城跡や炬口城跡には、当時の遺構が良好に残っており、その保護に努めているところである。最近では、史跡の管理者である地元住民と連携した史跡探索イベントや、環境整備の取組も行われており、地域の活性化に歴史文化遺産を活用するため、地域と連携した継続的な取組が必要である。

下内膳地区の「火踊り」や鮎原地区の「柱松の柴燈」、鳥飼地区の「大綱引き」、都志地区の「つかい檀尻」などの無形民俗文化財、地域で継承されている「だんじり唄」など、各集落で受け継がれている民俗文化財の保存・継承のため、過疎化が進む中、後継者の育成が課題となっている。

ライフスタイルの変化や文化芸術に対する意識の多様化に伴い、市民の芸術鑑賞や創作活動などの文化活動への要望も広範囲に及ぶものとなっている。そのため、洲本市文化体育館、五色文化ホールや公民館、洲本・五色両図書館などの有効活用により、市民の芸術鑑賞や発表機会の提供の充実に努める必要がある。

(2) その対策

- ・市内の歴史文化遺産について、地域活性化の資源として活用できるよう保存整備を図り、地域住民や団体の活動を支援するとともに、観光振興にもつながるよう取り組む。
- ・郷土芸能の保存継承支援に努め、子どもたちが郷土への愛着を育むための機会の充実と環境づくりを図る。
- ・市民の主体的な文化創造活動を推進し、その活動拠点として、洲本市文化体育館や五色文化ホールを中心に、文化活動の発表の場や鑑賞機会の充実と環境づくりに努める。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施 設等 地域文化振興施設 その他 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興 基金積立 (3) その他	洲本市文化体育館改修事業(ホール部分) 淡路文化史料館改修事業 旧益習館庭園整備事業 五色文化ホール整備事業 地域の偉人顕彰事業 文化・芸術・歴史に触れる機会創出にかかる事業	市 市 市 市 市 市等	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図ることとし、その他以下のとおりとする。

〔社会教育系施設（博物館等）〕

淡路文化史料館：老朽化が著しく建替えを要するが、実施時期等の検討が必要。

その他の施設：適切に維持管理・修繕を行う。一部の施設について大規模改修を実施。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は、太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギー資源の宝庫であり、これら資源を活用したエネルギー生産や、環境への負荷の少ない循環型都市づくりに取り組んでいる。

このようななか、国から「バイオマス産業都市」の認定を受けたことにより、特色を生かしたバイオマス産業を軸としたまちづくりの支援を受けることが可能となっている。

また、「あわじ環境未来島構想」が目指す「暮らし・エネルギー・農と食の持続」に向けた取組と連携しながら、市民の積極的な参加を促し、再生可能エネルギー資源の有効利用による地域活性化、安心して暮らせるまちづくりを目指している。

(2) その対策

- ・太陽光発電の促進、放置竹林のカスケード利用など「あわじ環境未来島構想」におけるエネルギーの持続に向けた取組を推進する。
- ・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を推進する。
- ・地域での再生可能エネルギー資源の活用が進むよう、市民や市内事業者等に対し普及啓発するとともに、再生可能エネルギー設備の導入を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー施設等改修事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立 (3)その他	あわじ環境未来島構想モデル事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「洲本市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

13 その他地域の持続的発展に関して必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 基金造成

今後も継続していくことが必要な過疎地域の持続的発展のための取組を将来にわたり継続して行うため、基金造成を行うとともに、有効に活用していくことが必要である。

(2) その対策

ア 基金造成

・今後も継続していくことが必要な過疎地域の持続的発展のための取組を将来にわたり継続して行うため、基金造成を行うとともに、有効に活用していくことが必要である。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12. その他地域の 持続的発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業 自然環境の保全及 び再生 基金積立 (2) その他	過疎地域持続的発展基金造成	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「洲本市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「洲本市公共施設等個別施設計画」との整合性を図る。

参考再掲：（3）事業計画（令和8年度～12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考（事業の内容、目的（必要性、効果等））
1. 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	田舎暮らし推進事業	市	移住相談会の開催や移住に伴う支援を行うことにより、定住人口の増加を図る。
	地域間交流	姉妹都市交流事業	市	アメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡及び同オハイオ州ヴァンワート市との定期的な学生派遣・受入事業をはじめとする姉妹都市交流事業を通じて、地域づくりの推進力となる人材育成に寄与する。
	人材育成	域学連携・関係人口創出拡大事業	市	都市部の大学・企業・住民等の外部人材による、地域住民との協働や、地域資源の活用等の取組を支援することで、新たな地域づくり人材の育成・確保と、持続可能なまちづくりに寄与する。
	その他 基金積立			
2. 産業の 振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	就農促進トータルサポート事業	市	就農に向けた『教える』『住む』『準備する』分野のトータル的なサポート事業を構築し、就農希望者の確保を図る。
		機械・設備導入支援事業	市	機械・施設の新規導入にあたり、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織に対して費用の一部を補助する。
		みらいの集落創造推進事業	市	共同機械の導入や、空き施設・機械のマッチング等に対する支援する。
		中山間地域等直接支払事業	市	農用地を維持・管理していくための取決め（協定）に従って農業生産活動等を行う集落へ交付金を交付することによって、中山間地域等での農業生産活動の継続を支援する。
		高田屋嘉兵衛公園イベント開催支援事業	市	地域の活性化、認知度の向上等を目的とした高田屋嘉兵衛公園におけるイベントの開催について支援する。
		畜産共進会開催支援事業	市	畜産共進会を開催し畜産振興を図るとともに、野菜や野菜苗等の販売、淡路ビーフや淡路島牛乳のふるまい等を行うことで洲本市農業全体の振興を図る。
		鳥獣被害対策支援事業	市	集落ぐるみの補助支援や、狩猟免許取得者に対する補助、獣害捕獲者に対する報償費等、様々な方向から支援することにより、獣害被害の軽減を図る。
		うしちから誘発推進事業	市	各種団体に活動に見合った助成を行うことにより増頭に向けた取組を促すとともに、畜産振興を図っていく。
		果樹振興推進事業	市	国の補助メニューの受け皿となる協議会を運営し、果樹推進振興事業による新植、改植や品種改良、園地の整備などの助成を行うことにより果樹振興を図っていく。
		淡路食肉センター運営支援事業	広域行政	淡路ビーフの検査機関を要する淡路食肉センターを3市で運営支援を行っており、淡路ビーフの品質の保持と畜産振興を図っていく。
		堆肥流通助成支援事業	協議会	家畜排せつ物を、有用な土づくり資源として位置づけ、良質堆肥の生産を行うとともに、堆肥の購入費用の一部を助成することで、流通促進を図り、堆肥を活用して環境に配慮した農業の推進を図っていく。
		食のブランド淡路島推進支援事業	協議会	食のブランド淡路島推進協議会の運営支援を行うことで、四季を通じた「淡路島」の魅力を発信することにより、淡路島のイメージアップと消費拡大、農業の振興を図っていく。
		小規模土地改良補助事業	市	農業の振興を図るため、水利組合等が実施する土地改良事業に要する経費について補助を行う。
		多面的機能支払交付金（農地維持・資源向上・長寿命化）	市	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行う。
水利施設等保全高度化事業（地形図作成・調査計画書作成 鳥飼代）		市	効率の良い営農を行うためのほ場整備事業の計画を作成するため、地形図及びほ場整備事業計画を作成する。	
水利施設等保全高度化事業（地形図作成・調査計画書作成 金屋）	市	効率の良い営農を行うためのほ場整備事業の計画を作成するため、地形図及びほ場整備事業計画を作成する。		

	水利施設等保全高度化事業（地形図作成 葛尾）	市	効率の良い営農を行うためのほ場整備事業の計画を作成するため、地形図を作成する。
	農業競争力強化基盤整備事業（地形図作成・調査計画書作成 栢野）	市	効率の良い営農を行うためのほ場整備事業の計画を作成するため、地形図及びほ場整備事業計画を作成する。
	水産資源回復事業	市	水産資源の維持及び回復のため、稚魚、稚貝の中間育成及び放流に伴う支援を行う。
	炬口・鳥飼漁港機能保全（計画策定）事業	市	適切な維持管理のため、漁港施設機能保全計画、漁港海岸保全施設長寿命化計画の更新を行う。
	水産施設整備（調査）事業	市	漁業基盤の強化に向けた荷捌所等整備のため、事前調査を行う。
	民有林整備事業	市	防災など公益的機能の観点から里山や水源地周辺においては、近年の異常降雨に備えた高い防災機能が必要となっており、住民が安心して暮らせる森林環境整備を目指すため適切な森林整備・管理を行う。
	森林病虫害防除事業	市	松くい虫等による被害の防止及びそのまん延を防止し松林の保全を図るため、公益的機能の高い区域に対して森林病虫害防除を行う。
	森林整備活動支援事業	市	地域住民等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を活用するための活動に対して支援を行う。
商工業・6次産業化	商工活動支援事業	市	中小企業の経営基盤の安定と、新たな経済社会環境への適応や経営革新などの支援を通じ、地域社会の活性化を図り、地域の繁栄と市民福祉の向上を図る事を目的とする。
	元気な商店街づくり事業	市	商業の振興と商店街の活性化を図るため、市内の商店街団体等（以下「団体等」。）が創意と工夫により、自主的に取り組む事業を補助する事を目的とする。
	IT関連事業振興補助事業	市	IT関連事業者が進出しやすい環境整備を促進し、地域経済の振興や雇用創出を図る。
	未来の担い手確保奨学金返還支援事業	市	奨学金返還の負担を軽減することで担い手不足を解消し、労働力の確保を図る。
	若手人材確保奨学金返還中小企業支援事業	市	奨学金返還の負担を軽減することで担い手不足を解消し、労働力の確保を図る。
情報通信産業			
観光	高田屋嘉兵衛まつり開催事業	実行委員会	幕末に洲本市五色町に生まれ、北海道を舞台に活躍した、高田屋嘉兵衛翁を顕彰し、本まつりを実施して活力とうるおいのあるふるさとづくりに寄与する。
	淡路島まつり開催事業	実行委員会	昭和23年頃から始まり、淡路島有数の歴史ある当祭りを開催する事により、洲本地域内の商工業の振興及び島内外からの観光客の誘引を図り、賑わいの創出に寄与する。
	洲本城景観伐採事業	市	洲本城跡に生えている樹木を伐採し、石垣の保全を図るとともに景観を向上させる。
企業誘致	企業誘致奨励金事業	市	企業が市内に進出しやすい環境整備を促進し、地域経済の振興や雇用創出を図る。
	雇用促進奨励金事業	市	
	事業所施設設置奨励金事業	市	
	企業立地促進補助事業	市	
	オフィス立地促進賃料補助事業	市	
	起業支援補助事業	市	
その他	地域のいいとこ発信事業	市等	洲本市の魅力が島内外に発信し、「行ってみたい、住んでみたい洲本市」をPRする。芸人を起用し、地域での活動・交流を通じて得た魅力を、芸人の表現力を活用し発信する。
	元旦歩こう会	市	洲本市の発展を願い幼児から高齢者にいたる市民各層が健康づくりの取り組みと新たな連携と親睦を図り、歩く楽しさと郷土の自然に親しむ心を培うためのウォーキングイベントを元旦に開催する。
	科学の不思議 三島教室	実行委員会	子供たちが科学にふれることで興味を抱く機会をつくる。科学に関する興味の拡大、学習意欲の向上、未来に貢献できる想像力豊かな人材を育成する。
基金積立			

3. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術活用			
	その他			
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	路線バス運行補助事業	市	公共交通は、自らの移動手段を持たない住民等にとって、通学、通院、買い物等、生活に欠かすことができないインフラであり、それを維持するため支援を行う。
		廃止路線代替バス運行補助事業	市	公共交通は、自らの移動手段を持たない住民等にとって、通学、通院、買い物等、生活に欠かすことができないインフラであり、それを維持するため支援を行う。
		コミュニティバス運行事業	市	公共交通は、自らの移動手段を持たない住民等にとって、通学、通院、買い物等、生活に欠かすことができないインフラであり、それを維持するため支援を行う。
		公共交通不便地域等解消事業	市	高齢化に伴う運転免許返納等により、これまでのような移動が困難となっている中、公共交通がない、もしくは公共交通があっても不便な地域への移動支援を行う。
		海上交通支援事業	市	大阪湾と淡路島を繋ぐ海上交通に対し、観光振興、防災の観点から支援を行う。
	交通施設維持	道路維持管理事業	市	市内に点在する市道の小規模な損傷箇所を修繕し、道路の維持管理を行うことにより、道路利用者の安全安心な通行と市民生活の維持を図る。
		その他		
	林道施設管理事業	林道施設管理事業	市	森林資源の有効利用や森林の公益的機能の維持増進など森林の保全をより一層進めるため、森林整備と連携した林道整備、適正な維持管理を行う。
		観光交通支援事業	市	公共交通を観光で利用しやすくすることで利用者増加を図り、それに伴う収入増加による公共交通の維持を図る。また観光地等との連携による地域振興を図る。
		公共交通利用促進支援事業	市	公共交通は、自らの移動手段を持たない住民等にとって、通学、通院、買い物等、生活に欠かすことができないインフラであり、それを維持・活性化するため支援を行う。
		公共交通利便性向上支援事業	市	
		公共交通運転手確保支援事業	市	
		公共交通自動運転化支援事業	市	
淡路島中央スマートインターチェンジ利用促進支援事業	市	淡路島中央スマートインターチェンジの利便性を高め、地域振興を行う。		
基金積立				
5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活			
	環境	環境学習推進事業	市	エコ広場すもとにおいて小学生を対象にゴミの分別方法や資源物のリサイクル、環境問題について学習する機会を提供することで洲本市のゴミの減量化に繋げていく。
	危険施設撤去			
	防災・防犯			
	その他			
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	児童館子育て事業	市	子どもたちに遊び場を提供し、また、子どもとの遊びを通じて親子のふれあいや講座などを通じて親同士の交流を図り、育児不安の解消や幼児の健康増進等を支援。
		保育所一時預かり事業	市	保護者の就労形態の多様化や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児負担軽減のため、就学前のお子さんを保育園で預かり保育を実施。
		こども家庭センター事業	市	子育て家庭に対する支援を実施することにより虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく誰ひとり取りこぼすことのないよう一体的な支援を行う。
高齢者・障害者福祉	敬老事業	市	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与する。	

		在宅高齢者支援事業	市	交通手段支援、軽度家事援助、入浴機会支援、緊急時に備えた通報システムの貸与、おむつ代を補助することにより、在宅高齢者が住みなれた地域での安心安全な生活に寄与する。
		高齢者等いきいき住宅助成事業	市	日常生活を営む上で支障がある高齢者及び障害者が、住み慣れた住宅で安心して健やかな生活が送れるよう、段差解消、手すり設置又はトイレ改造等既存住宅の改造に対する経費を助成する。
	健康づくり			
	その他			
	基金積立			
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院			
	その他	地域医療確保対策事業	市	過疎地では近隣に医療機関が少なく医療サービス提供のため各種特殊勤務手当を設けたり専門職を配置しており、その経費を対象とする。また、他団体からの派遣医師への報酬も対象とする。
	基金積立			
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育			
	義務教育	小中学校GIGAスクール構想実現事業	市	GIGAスクール構想実現に向け、基盤となる良好な通信を確保するとともに、デジタル教科書やデジタルドリル等学習支援ソフトを導入し、運用する。
		未来創造スクールプロジェクト事業	市	各校が研究テーマを設定し、様々な課題に対して横断的に学ぶ。主なテーマは「DX教育」「地域教育」「授業改善」「キャリア教育」「環境教育」等。
		小学校外国人英語教師招聘事業	市	外国語や外国語活動の授業時間数増における外国人英語講師の増員等により、授業改善を行うための支援を行う。
		小中学校校務支援システム運用事業	市	各校の業務改善及び情報セキュリティの向上等を図るため、校務支援ソフト導入及び運用を行う。
	生涯学習・スポーツ	各種スポーツ大会等開催事業	市等	スポーツ大会（ニュースポーツ含む）を開催し、スポーツ人口を拡大して、市民の健康増進を図るとともに、交流人口を拡大して、地域の活性化をはかる
	その他			
基金積立				
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	特定公共賃貸住宅入居促進事業	市	特定公共賃貸住宅については、民間住宅が不足する地域で中所得者に対して住宅を提供し、入居促進と経済的な負担を軽減するため一定以下の所得など要件に合った場合は、家賃助成を行う。
		住宅等耐震化促進事業	市	住宅や建築物の、耐震化の啓発や、耐震化対策の補助をすることにより、大地震時の安全性能の向上を推進し、倒壊などから市民の生命を守る。
		空家活用支援事業	市	空家率の高い特定のエリアにおいて、空家の流通及び活用を促進する。
		老朽危険空家解体助成事業	市	安全・安心で快適な地域社会を維持するため市民生活に対して負の影響を及ぼす危険な放置空家の解消を図る。
基金積立				
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	地域の偉人顕彰事業	市	高田屋嘉兵衛翁、三島博士をはじめ、洲本の歴史に深くかかわる人々を顕彰し、市民の誇りを高める
		文化・芸術・歴史に触れる機会創出にかかる事業	市等	淡路島内の芸術家の登竜門であり、70年以上の歴史を有する洲本市美術展の開催を継続し、芸術活動への支援と市民の鑑賞機会を確保する。また、淡路島の歴史資料、芸術作品を多数所蔵する淡路文化史料館の展示内容を発展させ、市民が歴史に触れる機会を創出する。
	基金積立			
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	あわじ環境未来島構想モデル事業	市	あわじ環境未来島構想に掲げる「エネルギーの持続（2050年に島の電力自給率100%達成）」に寄与する再エネ事業を推進することで、構想の理念である「持続する環境の島・淡路島」となることを目指す。
	基金積立			

12. その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業 自然環境の保全及び再生			
	基金積立	過疎地域持続的発展基 金造成	市	過疎地域の持続的な発展に寄与するため、基金を設置す る。